
平成25年 第3回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成25年9月10日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成25年9月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第11号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第12号 専決処分の報告について
- 日程第4 報告第13号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第14号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
- 日程第6 報告第15号 平成24年度決算における健全化判断比率について
- 日程第7 報告第16号 平成24年度決算における資金不足比率について
- 日程第8 報告第17号 平成23年度由布市一般会計継続費精算報告書について
- 日程第9 報告第18号 平成23年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
- 日程第10 報告第19号 平成25年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(平成24年度対象)報告について
- 日程第11 報告第20号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第12 報告第21号 行政監査の結果に関する報告について
- 日程第13 認定第1号 平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第2号 平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第15 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第16 議案第51号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第17 議案第52号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第18 議案第53号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第55号 由布市景観条例の一部改正について
- 日程第21 議案第56号 由布市火災予防条例の一部改正について
- 日程第22 議案第57号 平成25年度由布市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第58号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第59号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第25 議案第60号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第26 議案第61号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第27 議案第62号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
 日程第2 報告第11号 専決処分の報告について
 日程第3 報告第12号 専決処分の報告について
 日程第4 報告第13号 専決処分の報告について
 日程第5 報告第14号 由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告について
 日程第6 報告第15号 平成24年度決算における健全化判断比率について
 日程第7 報告第16号 平成24年度決算における資金不足比率について
 日程第8 報告第17号 平成23年度由布市一般会計継続費精算報告書について
 日程第9 報告第18号 平成23年度由布市水道事業会計継続費精算報告書について
 日程第10 報告第19号 平成25年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価（平成24年度対象）報告について
 日程第11 報告第20号 例月出納検査の結果に関する報告について
 日程第12 報告第21号 行政監査の結果に関する報告について
 日程第13 認定第1号 平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
 日程第14 認定第2号 平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
 日程第15 諮問第6号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第16 議案第51号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
 日程第17 議案第52号 由布市税条例の一部改正について
 日程第18 議案第53号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
 日程第19 議案第54号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
 日程第20 議案第55号 由布市景観条例の一部改正について
 日程第21 議案第56号 由布市火災予防条例の一部改正について
 日程第22 議案第57号 平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）
 日程第23 議案第58号 平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第24 議案第59号 平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）
 日程第25 議案第60号 平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第61号 平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第62号 平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）

出席議員（20名）

1番 鷺野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 淵野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君	書記 江藤 尚人君
書記 三重野鎌太郎君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	相馬 尊重君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	人事職員課長	森山 金次君
防災安全課長	御手洗祐次君	契約管理課長	安部 悦三君
監査・選管事務局長			衛藤 公治君
会計管理者	工藤 敏君	産業建設部長	工藤 敏文君
農政課長	平松 康典君	建設課長	生野 重雄君

水道課長	友永 善晴君	都市・景観推進課長	江藤 修一君
健康福祉事務所長	衛藤 哲雄君	子育て支援課長	小野 啓典君
健康増進課長	河野 尚登君	保険課長	田中 稔哉君
環境商工観光部長	平井 俊文君	環境課長	森山 徳章君
商工観光課長	佐藤 眞二君	挾間振興局長	柚野 武裕君
庄内振興局長	麻生 宗俊君	湯布院振興局長	足利 良温君
湯布院地域振興課長	加藤 裕三君	教育次長	日野 正彦君
教育総務課長	安倍 文弘君	学校教育課長	松田 伸夫君
社会教育課長	加藤 勝美君	消防長	大久保一彦君
消防本部総務課長	大久保 篤君	代表監査委員	土屋 誠司君

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め、執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は19名です。鷲野弘一議員から所用のため、午前中欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（生野 征平君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問・答弁を含めて1人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いいたします。

それでは、通告制となっておりますので、順次質問を許可します。

まず、6番、小林華弥子さんの質問を許します。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） おはようございます。6番、小林華弥子です。いよいよ一般質問も最終日になりました。最終日というだけではなくて、今議会として最後の一般質問になります。由布市が発足して以来8年間、今任期では4年ですけれども、1期目から含めて8年間、32回目の一般質問になります。32回目ですけれども、また平常心でいつもどおりやっていきたいと思いますが、また相変わらず最後時間がなくなるかもしれませんので、先に御挨拶だけをしておきたいと思います。

一般質問は何回も私、当選直後の最初のときにも申し上げましたけれども、1時間の時間をい

ただ、由布市議会は一問一答で、執行部と胸襟を開いて議論ができるようなやり方をとっています。私は、一般質問の場というのには3つ意味があると思っています。1つは、議会人として行政のチェック機能を果たすこと、それから市長の施政方針、市政につかさどる、市政ですね、市政をお互いに議論し合うこと、それから、私は議会人として市政に対する提言、提案の場であること、そういう3つの場としての位置づけをしてやってまいりました。どれだけできてきたかわかりませんが、最後までしっかりやりたいと思います。

それから、今回の議会を最後にこの議席を離れられる同僚議員の方が2人いらっしゃいます。高橋議員におかれましては、市長選に出馬されるということで勇気を持って大きな決断をされたと思います。無風であるかと思われた3選目の市長選に挑戦していかれるという勇気は、私は大変素晴らしいと思います。何を隠そう私も実は市長選に挑戦しようかなんてことも考えたんですけども、なかなかそこまでの勇気も出ませんで、議会には議会のまだ役割もあるんじゃないかというふうに思いまして決断には至りませんでした。高橋議員の決断には大いなるエールを送りたいと思っています。

それから、西郡議員が長い議員生活を今回で最後になるということで、26年間ですかね、長い議員生活、大変お疲れさまでした。議員としては大先輩である西郡議員には大変いろんなことを学ばせていただきました。26年の大ベテランであるにもかかわらず、偉そうな態度は一つもとらず、また常に自分の主張をしっかりとされていながら、膨大な勉強量と情報量に裏打ちされた鋭い御指摘には大変学ぶものがたくさんありました。この後、大トりの大トりで26年を締めくくる一般質問をされるということですので、ぜひ期待したいと思います。

前置きが長くなりましたけれども、私の一般質問に入りたいというふうに思います。今回は大きく分けて4点質問いたします。

まず、1点目、組織再編計画について。

先日、住民説明会を各地区で行ってきましたが、住民説明会で寄せられた住民意見については、今後どのように対応するつもりであるのか。きのうも何人かの議員が聞いておりましたけれども、重ねてお伺いをいたします。

また、地域特性を生かした組織再編ということについては、どのように考えているのかお伺いします。

2点目、由布市の観光行政と景観行政についてお伺いをいたします。

由布市における観光行政と景観行政の役割と重要性というものをどのように認識していらっしゃるのか。また、そのための観光課及び都市・景観推進課のあり方というものをどういうふうに考えているのかお伺いをいたします。

3点目、太陽光発電事業、主に、いわゆるメガソーラーについてお伺いをいたします。

ここ近年、急にふえてきたこのメガソーラー発電事業ですが、市としての基本姿勢はどのように考えているか。また、このメガソーラー発電事業に関する由布市として一定のルールや基準づくりが必要ではないかというふうに前回の一般質問で提案しましたが、そのことについてどのように認識されているか。また、具体的に塚原に計画されているメガソーラー発電事業の問題については、先日、地元説明会が開かれましたけれども、そこでたくさんの意見が出ておりました。その意見に対して市はどのような対応をしていくのかお伺いをいたします。

4点目、過去、るる一般質問でたくさん指摘、提案させていただいた諸課題については、大変検討する、検討するっていう答えが多かったように思います。こういう検討すると答弁された事業については、実際どのように行政の中で対応してきているのかをお伺いいたします。

再質問はこの席で行います。よろしく申し上げます。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。きょうは一般質問の最後ということでございますが、まず初めに、小林華弥子議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、組織再編計画についてであります。市民説明会を市内13カ所で開催をいたしまして、それぞれ貴重な御意見をいただきました。組織再編計画書（案）の基本方針は変わりませんが、意見をいただいた内容につきまして調整できるものは調整をいたしまして、27年9月の本庁舎移行を目標に進めてまいりたいと考えております。なお、この点につきましては、いつも申し上げているとおりでございます。

また、地域特性を生かした組織再編につきましては、挾間、庄内、湯布院、それぞれ特色がございます。これまでと変わらない地域に密着したまちづくり、祭り、イベント等が行われますように、振興局でできることは振興局で行うを基本に、地域振興に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、由布市の観光行政と景観行政についてでございますが、まず、観光行政の役割と重要性でございますが、それぞれの地域において長い年月の日々の生活から生まれた住みよさとか、地域資源の宝を大切にしてきたまちづくり、それが観光であるというふうに私は認識をしております。その観光に多様な産業が連携をしております。そのことから、地域の総合産業であり、多くの皆さんがかかわっていることから、多岐の範囲を見据えながら下支えをしていくことが観光行政は重要であるというふうに考えております。

また、景観行政の役割と重要性につきましては、由布市総合計画の中で、美しく豊かな街なみの形成を掲げておまして、景観づくりは重要な施策として位置づけられているところであります。

次に、観光課及び都市・景観推進課のあり方でありまして、今回の組織再編計画書

(案)におきましては、商工観光課は本庁舎に移り、本課としての業務を行うことにしております。都市・景観推進課は組織機構の効率化によりまして建設課に統廃合いたしまして、建設課本課内において業務を行うことになっております。計画書(案)では、本課が本庁舎に移りまして、協議、調整がよりスピーディーに行われるものと考えております。

次に、太陽光発電事業であります。

国は、原子力にかわる電力開発として、再生可能なエネルギー政策への転換を積極的に推進をしております。昨年度より多くの企業や事業者が太陽光発電を初めとする発電事業に参入をするようになりまして、由布市内へも数多くの相談や問い合わせが参っております。

大分県におきましても、エネルギー導入促進条例の中でエコエネルギーを活用した施策を推進し、地域振興、産業振興策として進める方向性を示しております。

由布市といたしましては、このような国及び県の動向や方向性を見る中で、原子力にかわる再生可能エネルギー開発の推進は環境への負荷も少ないと基本的に認識をしております。市の基本的な考え方といたしましては、国、県が推進する姿勢を尊重いたしまして進めていく考えであります。

現状、再生可能エネルギーの種類も多岐にわたりまして、太陽光発電に関しても参入業者が大中小多岐にわたる状況でございまして、誘致や設置につきましては、個別に判断せざるを得ない状況から、庁舎内に誘致や開発に関する課の連絡会議を設置いたしまして、相談窓口の一本化を行うことといたしました。

また、太陽光発電事業への一定の基準づくりの必要性につきましては、現在、地域の災害防止と良好な自然及び生活環境の確保に向け努めまして、市の均衡ある発展に資することを目的といたしまして、由布市太陽光発電施設設置事業指導要綱を設置したところであります。細かな基準につきましては、数値的根拠とか他法令との整合性の確保等が必要となりますので、今後、国及び県、また他の自治体の動向も注視しながら研究をしまいたいと考えております。

塚原の地元説明会で出されました意見につきましては、可能な限り反映させ、地元の理解が得られるよう、設置業者を指導してまいりたいと考えております。

次に、一般質問などで議員から提案され、また検討すると答弁いたしました事案につきましては、議会の議事録から該当箇所を抽出いたしまして、部局長会議を通じ、各関係課長に配布し、検討するように指示をしてきております。

これまで議員から提案をいただきました事案につきましては、主管課を中心に各関係課会議、プロジェクトチームで事業効果などを幅広く検討させ、また実現できるように行ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ありがとうございます。順次再質問したいと思いますが、まず、1点目の組織再編の住民説明会のことですが、きのうも何人かの議員が質問していましたが、基本的に非常に全体を通して参加者が少なかったというふうに言われていました。市長も参加者が少なかったことは大変残念で、今後こういう住民説明会をやるについては、その方法を考えていかなければいけないと反省していると言われましたけど、何で今回、全体的に住民の参加が少なかったと思いますか。その理由は何だというふうに市長は思っていますか。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 静かに願います。（発言する者あり）静かに願います。市長。

○市長（首藤 奉文君） この点については、いろいろ考えられるかもしれませんが、その点については今、本当に充分検討を加えているところであります。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 開催の周知の方法だとか、何とかだとかってということよりも、私は今回、根本的にこの住民説明会に対する市民の関心のあり方だと思うんです。

私も何か所か行かせていただきましたけれども、思ったほど来てないのでちょっとびっくりをして周辺の人たちに聞いたんです。そしたら、住民説明会が開かれることはよく知っていると。市報にも載ってるし、それから地区の回覧板にも載ってるし、それから湯布院地域では防災無線でも呼びかけてるから知ってるんだけども行かなかった。何で行かなかったんですかって言ったら、だって、もう全部決まっちゃってることでしょうって。今さら言ったら、いろいろ言ってもうだめなんだろうっていうふうなことを言ってる人がいました。

私、そのこと一番大きいんじゃないかと思います。今回の説明会で庁舎問題だとか組織の再編についていろいろ説明があるって、住民の意見聞きたいって言ってましたけれども、もうしょっぱなから市長は、基本路線は変えないと。微調整できるところはちょっとは微調整できると。その姿勢で最初から来てたら、住民は、そんなもん先に全部決まっちゃってるし、しかも庁舎建設する予算まで全部通ってんだから今さら何言ったら大して変わらないし、しょうがないじゃないって。そのこと一番大きいんじゃないかなと思うんですよ。

これは今、言ってることじゃなくて、私は2年前からそういう組織再編だとか庁舎問題やるんだったら早く住民の意見を聞け聞けと言ってきました。だけど、やっぱり今回、私は順番が違ったんだと思います。（発言する者あり）全部でき上がって、もう調整する余地もほとんどないものを最後住民に説明したって住民の理解は得られませんよって、私、2年前から何回も言ってきましたよ。やっぱりそのとおりになってるじゃないですか。早い段階から、素案の段階から住民の人に出してどんどんいろんな意見を取り入れながら、どんどん、微調整じゃなくて根本の庁舎

のあり方、組織のあり方を住民の人の意見と一緒に練り上げながらやってほしい。そうすれば、住民の人たちだってどんどん参加もふえますよって言ってたんですけど、結局それはやらずに、最後の最後、庁舎の建設予算まで全部通して、組織の人数まで全部決めて、ほとんどもう変えるところありません、これでいきますよなんて説明会開いたって、住民の人たち出ていって意見言おうなんて気にならないのは私は当然だというふうに思います。私は今回の参加者が少なかったというのはそのことだと思います。

今後こういうことをやる时候については、方法を考えていかねばと反省してると言われましたけど、周知の方法とか広報の方法を反省するんじゃなくて、そもそも住民説明会をどのタイミングで、何のためにやるのか、そのことを根本から反省して考え直してほしいというふうに思っています。わずかながらも出てきた参加者から、それでもまだ2年あるんだ、こういう会はもう1回でも、もう2回でも開いてくれないかって声が出てましたよ。ぜひそこら辺真摯に受けとめてもらいたいというふうに思っています。

それから、今回の住民説明会に出ていて私ちょっとびっくりしたんですけども、組織再編をいろいろ説明する担当者が人事職員課が担当課になってたんですね。私これ認識不足だったんですけども、この組織再編計画をつくっているのが人事職員課だとは思ってなくてびっくりしたんですけど、これ何で人事職員課が担当なんですか。

○議長（生野 征平君） 総務部長。

○総務部長（相馬 尊重君） 総務部長です。お答えします。

この組織再編案を検討する段階では、各課のヒアリングとかは総務部全体というか、職員も何人か各課関係課から集めてやってまいりました。プロジェクトといいますか、そういったチームをつくって検討してまいりました。今回の説明会は、その中でどこがまとめ役をするかということで総務とかいろんなことが考えられたんですけども、一応人事職員課が担当するというので、最初から人事職員課だけがずっとこの案を検討してきたわけではございません。今回の説明会については人事職員課を中心にやってきたということでございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 総務部局全体でやって担当だということだったらわかるんですけど、私、人事職員課が担当してるっていうことが、これそもそもその組織再編に対する考え方が全然違うんじゃないかなってすごく思ったんです。単に今のままの行政組織を、課を全部1カ所に集めて、部長をなくして、職員を何人どこに配置して、課をどこにどういうふうに持っていきかかっていうだけの、今あるものをどうまとめるかっていうだけの考え方を組織再編って言うから、人事職員課、人事異動と職員の適正配置の担当部局がやってるんじゃないかなと。その考え方が如実にあらわれるんですが、私、そもそも今回の組織再編っていうのはそういう今ある

行政をどこに一つにまとめようかっていうことじゃなくて、今やるべきは新しい行政の組織づくりじゃないかと思うんですよね。これも前からさんざん言ってました。今あるものをまとめるっていう作業じゃなくて、新しい行政のあり方、新しい行政の仕事、これから由布市がいろんな面で、財政的にも厳しいですし、少子高齢化が進んでいく中で、職員も減らされていく中で行政サービスの質を維持していくためにはどうしたらいいか。したら、行政の仕事の中身、やり方、それから行政の仕事の意味そのものを考え直さなきゃいけない時期にもう来てるんだと。そのための新しい由布市の行政の組織づくりをする、それが組織再編の意味じゃないかというふうに思うんです。そういう発想が全然なくて、とにかく今ある人数を何人減らして、分散してるところを集めたら幾ら効率化が図れて、費用がどのぐらい削減できるかっていう視点でしか発想されていない。だから、担当も人事職員課になってるんじゃないかというふうに思うんですが、組織再編に臨む基本姿勢がやっぱりどこか違うんじゃないかと思うんです。

そういうことが住民説明会の中でも随分かいま見えました。住民の人たちから、庄内にいろんなものが集まるとどうなるのかっていったいろんな不安に対して、ほとんどの答えの根本は全てお金のことを言ってました。とにかく財政難だ、財政難だ、厳しい財政の中で経費節減をしなければいけない、事務の効率化をしなければいけない、職員の削減をしなければいけない、そういう絞ったり、削ったり、減らしたり、まとめたりすることしか考えてない。そういう答弁しか出てなかったんですよ。それが、だから私は根本的に違うと言いたい。

今回、組織再編しなければならぬ理由として、福祉を初め行政側が、特に合併10年後の交付税の激変緩和措置のことを再三説明されてましたね。10年で10億円交付税が減らされるからそれに備えなきゃいけない。そのために今回、組織再編するんだなどと言って、要するにお金のことしか理由にしてないんですよ。だけど、お金のこと理由にしていても、一方で、じゃ、この組織再編計画で幾らコスト削減できるんですかっていう質問に対して正直に答えられてましたよ。4,000万円ぐらいの削減効果あるけれども、コストを差し引いてもせいぜい年間二千五、六百万円ぐらいだと。じゃ、とても年間10億円の財政削減対策になってないじゃないですかと。副市長も答弁のところで認めてらっしゃいましたよね。これが何も10億円の不足を補うことができる解決策ではないんだと。とりあえず目の前でやらなきゃいけない、ちょっとでもやれることだけやるんだと。ちょっとでもやれるだけのことをやるのはわかりますけど、それが今やるべき由布市の根本的な組織再編になってないってことですよ。その発想を私は住民からするどく突きつけられたのが住民説明会だったんじゃないかなというふうに思うんです。

救急車の増車の話だって出てましたよね。一般質問でもきのう、先週も出てましたし、住民説明会でも出てました。これも結局何で湯布院に救急車1台増車できないんだって。結局お金がないからって言うんですよ。お金を理由にして、お金がない、お金がないって言って、救急車を

配置するお金がない。それから、市民の生活に密着してる橋だとか、水道設備の整備に充てるお金もない。お金ない、お金ないと言っときながら庁舎建てるお金はあるのか。財政調整基金は30億円積み上がったみたいなこと言ってるじゃないですか。こういうお金のことを理由にしながら庁舎再編を説明しようとするから、やっぱり矛盾が出てきて市民に理解が得られないと私はやっぱり思います。

なぜ今、庁舎再編をしなきゃいけないかと言えば、先ほど言ったように、これからの新しい自治の時代に行政というものの基本的な仕事の役割を見直して、行政と住民との関係をつくり直して、少ないお金で少ない職員でどうやって行政サービスの質を高めるかっていう根本的なところからやり直さなきゃいけない。だから、新しい行政の自治体の組織づくりをするんだと。そのの説得力がないと、私はこの組織再編問題に住民の理解は決して得られることはないというふうに思っています。もう一度、本来なすべき行政の組織再編とは何かっていうことに正面切って取り組み直してほしいと思うんです。単なる減らす、まとめる、削るの案ではなくて、今やるべき組織再編計画は何か。まだ2年あるんですから、ぎりぎりまだ間に合うと思いますよ。もう一度そのところ向き直って組織再編というものを考え直してほしいと思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 小林議員の御意見もそういうふうにするほどという意見もありますけれども、財政の立て直しは基本的なことでもありますし、これは市の生命財産にかかわることでもあります。

それから、行政がもっときちんとした、今議員が言われるような形がつかれるというのは、行政の効率化があつて初めてそこで迅速な対応というものが生まれてくるわけですから、これをしないで分散しておつて早く急いでやれという状況にはならないんです。ですから、行政がスリム化するんじゃなくて、そういう集中的に協議できて、そして、それがきちんと取り組めるようにするためにはそういう形をつくっていかねばならない。そのことが今回の主な庁舎の問題であります。財政的なことにつきましては、いろいろあります。しかしながら、今、庁舎を建設する、そして合併特例債で仮に10億円で建てたとき3億円の負債が残ると。それを20年で償還すれば1,500万円で毎年償還していけば庁舎が建って、そしてそのままいける。ところが、今それをしないでずっといくんであれば、毎年4,500万円はどんどん減っていく。そしてなおかつ、庁舎も何も建たないと。そういう状況を考えたときには、しっかり庁舎を建てて、そして効率をよくして、そして市民のサービスに努めると。このことが私は一番大事だと思つてこのように取り組んでます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私が言いたいのは、副市長も住民説明会の答弁で認めてましたけど、今回の組織再編案が抜本的な湯布院の財政基盤を立て直す解決策ではないってことなんですよ。とりあえず当面、年間2,500万円ぐらいちょっと絞れるっていうだけの案なんですよ。これで財政の効率化、財政の効率化って言ってますけど、本当に激変緩和措置が終わって、一気に交付税減らされたときに、この体制のままちょっと絞った、ちょっと集めたの体制じゃ、もう早晚立ち行かなくなりますよ。だから、本当の財政効率化、財政健全化、効率化をするためには行政組織そのものの根本を見直さなきゃいけない。それが本当の財政効率化につながるんだっていうことをわかってほしいっていうことなんですよ。今やってるのは、とりあえず目の前のことをきゅっと絞ってるだけのことなんですよ。その基本的な部分に早くから着手しないと、今、目の前のちょっとごまかした、カンフル剤打ってるだけではだめで、基礎的な体力をつけるための行政組織の基盤づくりをしなきゃいけない。もう何年も前から言ってますけど、ぜひそのことに気づいてほしいと思います。水かけ論になりますけど、まだ2年間あります。どんな立場に私いるかもわかりませんが、ぜひこのことは強く言っていきたいと思います。

それから、地域特性を生かした組織づくりということで、地域に密着した地域振興に力を注いでいくというふうに言われましたけど、観光課の名前を残してほしいということも散々住民説明会で言われてきました。きのうの一般質問の答弁でも、市長は何らかの形で検討していきたいという答弁がありました。住民説明会のときには、名前なんかにかたわらなくていいんだ、地域振興係がやるからいいんだみたいな返答だったので私はがっかりしてたんですけど、きのうの答弁見ると、もうちょっとは配慮してくれてるのかなというふうには思いました。

ただ、私は湯布院に観光というものを残すことの意味がどういうことなのかをちょっとお話しせてもらいたいと思います。議長にお許しいただきまして資料をお配りさせていただきました。お手元に、これ湯布院町の町報の縮刷版、合併したときにつくった湯布院町の町報を全部残してる部分です。

そもそも観光という名前が湯布院町の行政の中にいつからあったのか。これ観光課長が大分いっぱい資料をひっくり返して熱心に調べてくださいました。そうすると、これ1ページ目に出てるのは、湯布院町報の湯平村と由布院町が合併して一番最初の町報です。岩男颯一町長が初代湯布院町、お湯の湯の初代湯布院町長としての挨拶が載ってる町報に、昭和30年です。そのときに議員名簿がありまして、その議員名簿の中に、もう既に議会の中には観光委員会というのがあったんですね。ただ、行政の組織の中に観光課があったかっていうとそうではなくて、それ2ページ目を見ていただきますと、これ同じ昭和30年の8月5日号なんですけれども、一番下の役場の各課の配分表に、総務課の中に観光係というのが置かれています。昭和30年っていうのはどういう時代だったかといいますと、昭和25年に速見郡から大分郡に旧由布院町が編入さ

れまして、27年に、いわゆるダムの新設計画が持ち上がったころです。まだ、自衛隊が昭和30年、来てなかったころです。岩男頼一町長が町長になられてから自衛隊誘致をしておりますので、昭和31年に自衛隊の駐屯地が開設してあります。それから、九州横断道の全線開通はこの9年後で、当時の観光客数のデータがなかったんですけど、一番古い観光動態調査で昭和38年の観光客の入り込み客数が38万人だったそうです。今の10分の1ぐらいの観光客の数ですよ。多分この当時は、いわゆる由の由布院盆地の観光よりも湯平のほうの観光のほうが多分相当にぎわってたんじゃないかなというふうに思います。その1ページ目の一番下ですね。湯布院町の観光協会に由の由布院分会をつくったなんていうふうに書いてありますから、多分当時の観光と言えば湯平が中心で、それに最近、盆地のほうにも観光客が来始めた、こういう時代だったときに、早くも観光というものを行政の中にきちんと位置づけて、観光に専門的に取り組ませる体制をつくったというのがそもそものスタートです。その後、具体的に観光係から観光課に設置されたのはいつかといいますと、ちょっと時代が飛びまして昭和53年の町誌ですね。3ページ目、9月議会で一般質問で、観光課の設置を議員が求めています。それに対して町長がこのように答えています。観光課設置については、随分前から何回かの要望を受けています。御指摘のように、今の状況ではミクロな考えのみでは本当の観光振興にはならない。もっと観光行政を町づくりの柱にすべきではなかろうかという考えを持っています。対外的には観光課があったほうがいいと思いますが、それだけでなく、より根本的に進めるべきだと考えていますと。その後、また3カ月後の12月議会でも、改めて観光課設置しないのかと言われたら、検討していきたいというふうに言われ、翌年の、4ページ目ですね。昭和54年の7月にいよいよ商工観光課が設置をされています。初代鶴岡さんが商工観光課長に就任されています。

要するに、何が言いたいかというところでは当初から観光というものを単なる一産業振興としたミクロで捉えているのではなくて、今、岩男頼一町長が言っている根本的な町づくりの基本的な柱として捉えてきたということなんです。1ページ目の一番最初の町長の挨拶文のところに書いてありますけれども、字が小さくて申しわけないんですけども、観光の発展は、その土地の産業との相関性なくしては成立しないっていうことは鉄則といえますと。だから、一商売人たちの支援とかいう意味での観光ではなくて、クアオルトの考え方も含めた観光地域づくり、町づくりの総合産業として捉えてきたというのが根本的な湯布院地域にとっての観光のあり方なんですよ。こういうことを早い段階から、昭和30年の段階に既に行政の役割、肩書の中に観光という文字をつけてたっていうのは、私は本当に先進的な取り組みであったと思いますし、岩男頼一町長初め、そういう精神、観光を町づくりの総合産業として捉えるという町づくり精神がこれまでの湯布院観光町づくりをになってきた土台だったんだと思うんです。こういうことを認識を十分していただきたい。だから、そういう単に観光協会や民間の商業、商売し

てる人たちへの補助や手伝いが観光支援なんじゃなくて、行政がやる観光課の仕事というのは総合的な町づくり産業の振興なんだという視点が最初からあった。そういう拠点である観光課を湯布院地域からなくすっていうことがどれだけ湯布院のまちづくりにとって大きな損失なのかっていうことをわかっていただきたい。まちづくりの根本の柱である魂を抜かれるようなもんなんですよ、湯布院から観光という部局が行政からなくなるっていうことは。そういう意味の、長年築き上げてきた湯布院町行政における観光の部局の重要性っていうものをわかっているのかっていうことを私はぜひ訴えたいんです。市長、いかがでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今、この歴史をちょっとお聞きをいたしましたけれども、この点につきましては、湯布院の現在の観光状態がどういう形で生まれてきたかということ、私は十分認識しております。そしてまた、私はいつも言ってるように、湯布院観光が力を失うときは由布市が失うときであると、そのように、常に湯布院観光が由布市の牽引車であるという認識はずっと持ち続けております。やっぱそれをこれからは充実させていくことが私の務めであります。

そういう意味で、今回、組織改編の中でそういう形になっておりますけれども、観光という名前はきちんと残していきたいと。そういうことは関係団体の説明会でもそういう方向で検討すると申し上げておまして、観光が消えるということは、あなたがおっしゃるように私もそのように思っています。

そしてまた、先人がつくってきたこの観光の発信力を今度、今若い世代の人たちと行政がお互いに力を合わせながら、他県にない、そして全国にないような湯布院観光の発信をつくり出していくと。その組織をつくれということで今指示をして、早急にその組織を立ち上げて、そしてまた、振興局の中に観光室とか、あるいは観光に関するものについて係をつくってきたい。そしてまた、庁舎があくことになるわけでありまして、振興局の観光係、室等々と民間の観光関係者が同フロアの中で由布市の、湯布院の観光をしっかりとやるようにしていきたいというふうに考えております。その中では全国にないような湯布院観光の、あるいは由布市の観光の発信をできるような、そういう策を考える場所としていきたいと、そう強く思っております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 少なくとも湯布院の行政組織の中から観光という言葉を残したいっていうお気持ちを聞いてちょっと安心しました。ただ、私もっと言いますと、観光係だとか観光室じゃなくて観光課を残せてやっぱり言います。さっき、庄内に観光課を置いて庄内で本課業務をやるって言ってましたけど、まさに課のやる本課業務こそ湯布院観光行政の根本なわけですよ。係とか室とか生ぬるいこと言ってないで、やっぱり私は観光課をきちんと湯布院に残してほしい。それから、新しい組織づくりをするというふうにならずと何回も言われていますし、今、

観光課長に特命で調査させていると言いました。そのことは私はとてもいいと思います。

ただ、そのことと新しい観光組織づくりをつくることと、由布市の行政の本課である観光課を湯布院に残すこととはそれ別問題ですから、それすりかえないでください。湯布院から観光課をなくすかわりに新しい組織つくるからいいよってというのは、それは問題のすりかえです。

そうではなくて、新しい組織ってというのは多分観光プラットフォームですとかヨーロッパ型の観光局ですとか、あるいは観光公社とかいろんな形の官民協働の組織づくりを考えていらっしゃると思うんですけど、それはそれでももちろん、ぜひ未来ある話として研究して行ってほしいんですが、そういうことに携わる前に、まず行政の足元の母体として行政の仕事としての観光をやる部署をきちんと地元の現場に残しておくこと、地元で湯布院の観光課も残せないで新しい組織づくりなんて私むしろできないと思います。しっかりとその拠点を湯布院の現場に残しておくことが私は重要だと思いますので、室だとか係ではなくてきちんと本課業務としての観光行政の拠点をぜひ湯布院地域に残していただきたい。

このことについては、住民説明会ででも何回も意見が出たことに対して市長か副市長が、観光課だけを湯布院に残すと庄内、挾間のほうにとって不平等だっていうふうに言われましたけど、私は本当にそうかなと思います。そうじゃないと思います。一応今は平等な形で全課を庄内に集めたって言ってますけど、全課を庄内に集めることこそ不平等な形だと私は思います。庄内にいろんなものを集めるだけで、挾間や湯布院にとっては不平等な形ですよ。平等だ、平等だっていうことを私は言いわけにはしてほしくないと思います。

湯布院にとっては、観光課の本課が地域密着型で観光課が湯布院になきゃいけないんだっていうことと同じように、きのう、田中議員の質問でもありましたけれども、例えば挾間にとっては水道、水の問題が非常に深刻だから、やっぱり水道局は挾間に残してほしいっていう切実な訴えがありました。私はこれももっともだなというふうに思います。そういう意味では、地域に絶対なくてはならない課の本局を地域に残すと、挾間には水道局を残す、湯布院には観光課残す、そういうようなことをもう一遍しっかり考え直してほしいなというふうに思います。今後、2年間の中でぜひ柔軟な対応をいただきたいと期待をしておきます。御答弁は結構です。

ちょっと時間ないんですけども、景観についても私は同じ意味なんです。これは湯布院だとか挾間だとかっていうことではなくて、景観という行政仕事の重要性を市長も言われました。であれば、これ景観こそ今、実はものすごく高い専門知識とプロフェッショナルな技術力が求められている分野の行政仕事です。これを建設課の中に入れて職員が片手間でやることではないので、これはしっかりと本課仕事として景観課は残して、また、しっかりとした専門的に対応できる部局を残しておかなければならないというふうに思っています。

ちょっと時間がないので、次に進みます。太陽光発電のことについてです。

太陽光発電メガソーラーそのものについての基本姿勢、国や県が推進する原発にかわる新しいエネルギーだということはわかります。ただ、そのことが今、塚原に進出してきてくことでいろいろな問題が起きています。市長は塚原地域には何回も行かれてるといふふうに思いますけれども、あの塚原地域は今ああいう山間地にあつて、新しく住民がどんどん移り住んできて人口がふえてるんですね、御存じのとおり。小学校の児童数がふえてる。ああいう場所にある小さな学校で児童数がふえてるって奇跡的な、数年前には幼稚園も再開することができました。気象条件も厳しくて、しかも地理的条件にもそんなに恵まれてない。なのに、ああいう厳しいところなのに何であんなに全国から人々がたくさん移り住むのか。市長、塚原の一番の魅力、宝っていうのは何だといふふうに思いますか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 自然、景観であるといふふうに私は認識しています。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） まさにそうですよね。それはもう誰もが認める、あの雄大ですばらしい自然景観、単に手放ししてきたわけではない。400年にわたって人々が住み続けてきて、手を入れ続けてきて守ってきたあの由布岳山麓に広がる壮大な美しい自然景観、あれこそが何よりの塚原の宝であり、それはひいては由布市の宝でもあるわけですよ。そこに今、メガソーラーが来る。メガソーラーの是非よりも、あそこに3万枚以上のパネルがぼっと敷き並べられる。市長、あそこに3万枚のパネルが並ぶことを想像して率直に違和感を感じないですか。どうですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 全共跡地につきましては、塚原の中からかなり離れてるといふ状況の中で、業者がそういう発電で利用をするといふこと。景観については十分配慮をして、そして景観を壊さないような形でやるといふふうに話を聞いております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 地区から離れてるって言ってますけど、高速道路から丸見えですよ。それから、近々スマートインターが開設されて、いわゆる塚原観光の入口に当たるところです。雄大な自然とすばらしい景色にあこがれてきた人たちが真っ先に目に飛び込むのがあそこの草原地に張られたパネルなわけですよ。これ、どう考えたって違和感以外の何物でもない。それは自然エネルギーのこととか、そのことありますよ。ただ、私はやっぱりどうしたってあの人工物が並ぶことで、塚原の美しい財産である自然景観が損なわれることは紛れもない事実ですよ。景観を損なわないような対策とるなんて無理ですよ。全部覆い隠したって自然景観は損なわれるんですから。決定的に景観を阻害することは確かなんです。そのことをどう考えるかっていうこ

とは真面目に取り組まなきゃ。あそこの一番の宝は何かってことなんです。私はメガソーラーそのものについて反対してるわけではないんです。原発にかわる新しいエネルギーを国が率先して開発していくべきだと思ってますし、太陽光発電事業というのは可能性がある事業だとは思ってます。ただ、だからといって野放し、手放しで何でもかんでもどこでもやっていいって話じゃないだろうってことなんです。何で塚原のあそこなのかっていう話ですよ。

だから、私は今、国が推進してる、県が推進してるから受け入れる、受け入れるじゃなくて、由布市が受け入れるのは結構ですけど、受け入れるにしてもメガソーラーを受け入れるべきふさわしい場所とふさわしくない場所っていうのがあるんじゃないかと。そういうことを市がちゃんと率先して、太陽光発電やるんだったらこの地域でやってください、あるいはこの地域ではやらないでください、そういう独自の基準づくりが必要なんではないかなということ言ってるんです。前回の一般質問でもそれを指摘しました。そしたら、先ほどの答弁で、基準づくりについては調査研究していきたいと言っているらしいです。例えば基準づくりやルールって何かかっていうと、例えば受け入れるべき場所あるいは受け入れない場所を指定するとか、あるいは、例えば景観上の問題点をクリアするためには、公道だとか高速道路の始点から何メートル以内見れる場所はだめだとか、あるいはパネル数は開発予定地の敷地の何%以下に抑えろとか、いろんなやり方がいろいろあると思うんですよ。そういうことをぜひ調査研究してやっていただきたい。調査研究して、もし、一定のブレーキをかけるようなルールや基準づくりをしておかないと、1件受け入れるとどんどん私は入ってきかねないというふうに思うんです。今、塚原の問題がまだ流動的な前に、私はあのことを受け入れる受け入れないの前に、このルールづくりを先にやっておかなきゃいけないというふうに思っています。指導要綱をつくったというふうに答弁いただきました。ただ、この指導要綱ってというのは行政内部の内規みたいなもので、指導要綱って言ってますけど、指導の基準になるものが必要だっていうことなんです。この指導要綱は、1万平米以上の太陽光発電メガソーラー事業に対しては届け出をしないとか、説明会を開催しないとか、まちづくり審議会に意見聞きなさいとか、それから、場合によっては適切な、行政が行政指導や助言ができますって書いてます。だけど、まちづくり審議会に諮問したって、あるいは行政が指導しようとしたって、その指導する基準がないんですから指導のしようがないじゃないですか。ちゃんと由布市は、独自に太陽光発電についてはこれこれこういう数値の基準を持ってる。だから、この基準に従って指導するんだというその基準がないと、指導はできる、意見も聞くことができる。できることは準備してますけど、その意見を言う中身についての基準が絶対必要だということなんです。ぜひ早く、今回の第1件目の問題の結論が出る前にこれやっておかないと、今回の全共跡地のこと、1件だけ認めておきながら後から基準をつくらうといたって私は無理だと思うので、早くこの基準づくりをしてほしいというふうに思います。

市長は、今、塚原っていうのはメガソーラー大変狙われていて、新聞でもたびたび取り上げられてます。全共跡地だけではなくて黒笠木っていう民地ですね。あそこにもメガソーラーが出てくるっていうことが新聞でも報道されました。これについて周辺住民の人たちが市長のほうに何とか阻止してほしいっていう要請をしにいったと新聞記事に出ています。それによりますと、市長はこういうふうコメントしています。合同新聞の9月5日付です。由布市長は、太陽光発電に関しては市に規制する権限はなく、業者の開発をとめることはできないというふう言ってるんですけども、市長、これ市はもうどうしてもとめられないというふう考えていらっしゃいますか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） あの時点で、今の全体的な考え方はそうなるわけでありまして。規制する法もありませんし、とめる法もございません。しかしながら、地域住民の皆さんの熱い思いとかそういうことについては、今後進出する企業を、あなたのところはだめですよという規制は、そういう法的なものとかいろんなことがこれから研究していかねばなりませんし、その点については今、職員にも研究をさせ始めたところでありましてけれども、市長としては、要求団体の皆さんと一緒にその開発業者に対して結局禁止とかいうことはできませんから、しないような要請を市も一緒になってやっていくと、現在は今そのことしかできないというふう考えておりますから、私はその方向で進めていきたいと思っています。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 業者に対して何とか要請していきたくって、やらないでくれって要請をしていきたくってという発言でしたけど、禁止できないことないんですよ。法的権限がないって言ってますけどできるんです。

お配りしてる資料の5ページを見てください。これ全国的に今いろんなところで問題になっていきますけども、静岡県の富士宮市が、ここにも今メガソーラーが大挙してやってきてるそうです。あそこは富士山が世界遺産になったこともあって大変観光客の増加が見込まれる中で、メガソーラーができれば大変な損失だっていうことで、市長がみずから富士宮市ではメガソーラーは設置できないように取り組み始めてるんです。市町村に権限がないのにどうやってるかっていうと、真ん中あたりの、これ毎日新聞のウェブ版のニュースですけども、発電施設がふえると世界遺産にふさわしい景観や眺望が阻害されるとして、同市は昨年9月、市域の75%に当たる計約290平方キロを抑止地域に定めた。太陽光パネルが1,000平方メートルを超える発電施設と、高さ10メートルを超える発電施設を設置しないように求めている。抑止地域を定めたっていうのは、これ別に法律にも条例にも何にもものっとなっていない。ただ、富士宮市が、市長が独自で、うちの地域、ここの地域は抑止地域ですよって言うだけなんです。何の法的効力もないですよ。

だけど、現在、年間135件に上る問い合わせが相次いでる中で、市長が抑止地域を定めただけで、つくらないでくださいって言うだけで、まだ1件も富士宮市にはできてない。下のほうにありますけれども、富士宮市は、拘束力ある条例は制定に時間がかかるので抑止地域を定めた。条例、確かに時間かかりますよ。でも、条例ができるまでぼやぼやしてるわけにいかないから、とにかくつくらないでくれ、ここはつくっちゃいけない、抑止地域を定めようっていう、行政が率先して出ていくこの姿勢が私は重要ではないかなというふうに思います。富士宮市ができてるんですから由布市だってできます。

もっと言えば、由布市は抑止地域を単独で決めるだけではなくて、もっと強力な手だてをいっぱい持ってます。一つは、景観法にのっとった景観行政団体です、由布市は。景観条例を持っています。もし景観を守るためであれば景観条例使えますよ、これ。景観条例の17条に、景観条例っていうのは景観法の法的拘束力を持つてる条例ですよ。その17条で、市町村が独自で良好な景観の形成のために特に必要であると認める行為や、それを制限に適合しない行為を自分で定めることができるんです。だから、由布市は、例えば湯布院地域あるいは塚原地域では太陽光発電事業の何万枚のパネルを張るという行為は景観を阻害する行為だというふうに市が独自に条例に書き込めば、景観条例でその行為を抑制することができるんです。こういう手だて持ってるんですよ、市長。開発をとめる手だてはないってコメントしてますけど、とめる手だて持ってます。であれば、早く率先して景観を阻害するような、ふさわしくない地域には開発が進まないような手だてを講じなければいけない。そういう手だてを何とか打とうというふうに思っただけじゃありませんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 早急に研究して取り組んでまいりたい。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） ぜひこれはやって、早急にやっていただかないと話は次々出てきますから、1件認めたらどんどん出てきます。やっていただきたい。

それから、全共跡地のほうの問題に戻るんですけども、あれも大分話がこじれてます。きのう、鷲野議員の質問で何で話が進まんのかって言ってましたけど、地元の理解が得られないとか、それから県の森林開発の申請をしなきゃいけないとか、いろいろ言ってましたけど、私、一言言わせてもらおうと、やっぱりこれ根本的に進め方の手順を間違えてるんだというふうに思います。

きのう、森林整備計画区域にかかるから県の審査が必要になったことがわかったとあって、だから遅くなったんだとか言ってますけど、それは通用しませんよ、これ。7月になってわかって副市長言ってましたけど、これ前から私たち指摘してました。4月22日の臨時議会のときにも、その前の全員協議会のときにも、あるいはその前に一回、湯布院のまちづくり審議会でこ

の話が出たときにもちゃんと指摘してるんです。

私、4月15日の全員協議会の議事録を読み返してみました。これ、ぜひちゃんと、市長も、それから担当者も副市長も読み直してほしいと思うんですけども、臨時議会が開かれる1週間前のときですよ。ここで、まちづくり審議会でこの話が上がったんだけど、まだまだ大変いっぱい問題があるんだと。住民の合意も得られてないし、ましてや入会権者たちからのいろんな売買に関する手続の不備も指摘されてるし、問題いっぱいあるじゃないかと指摘されてます。その中で、佐藤正議員が県のほうにちゃんと保安林のことを確かめてるのかって質問されてます。ちょっと読み上げます、議事録。これ佐藤正議員ですね、さっき小林議員も言われてましたが、この物件の上に保安林がある。そこに崩落の跡がある。5カ所ぐらいの線が入っている。この間のまちづくり審議会でもこのことについて県と協議したのかということについて質問したんですが、そういうことは一切してないと。そのときに、保安林のことは県だろうっていう発言があったときに、そうだと、保安林のことは県だと。もしここが流れ落ちて、排水がちゃんとできてなくて、ボックスカルバートなんかもだめになったりなんかするかもしれない。佐藤正議員がちゃんと指摘してますよ。こういうことを県に何にもまだ相談もしていないのに、こういう案件を出すのは早いんじゃないかっていうふうに言われてますよね。それなのに、指摘されていながら県にも相談してなくて、売買契約だけ結んどいて、後で7月になってみたら県の指導が必要になって、それは認識してませんでした。おかしいんじゃないですか。副市長、どうですか、これ。副市長もこの全員協議会の場にいらしたじゃないですか。県と何でちゃんと相談してないのかって佐藤正議員の指摘を受けてるじゃないですか。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長でございます。このメガソーラーの開発に当たりましては、庁舎内に関係課を集めまして、それぞれの法的規制に係る分がないかということについて十分検証してほしいということで、そういう話をしてきまして、その中で上がってきておりませんでしたので、当時として私はそういうふうに理解をしておりました。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 上がってきておりませんって、目の前で議員がまちづくり審議会でも全員協議会でも指摘してるんですよ。何を聞いているのかって話ですよ。こういう、議会で議員が大変心配して、いろんなことを指摘している、あるいは住民説明会で住民の人が大変心配なことを指摘している、まちづくり審議会でも山のようにいろんなこと指摘してますよ。そういうことを何にも聞いてなくて、何の対策も打ってなくて大丈夫です、大丈夫です。大丈夫じゃないじゃないですか。この保安林のことだけじゃないですよ。プロポーザルの審議会のこと、入会権の問題のこと、塚原の気象条件のこと、排水対策のこと、土砂災害のこと、パネルそのものの環

境汚染のこと、買い戻し条項のこと、山ほどいろんなこと指摘してることに對して、大丈夫です、大丈夫です。あげくの果てに、この全員協議会の最後にいろんなこと、いろいろ心配事項あるかもしれませんが、そんなこと言ったら問題が進まないのって副市長答えてるんですよ。そうじゃないでしょうって。これだけのことを指摘しながら何の対応もしてないで無理やり強引に大丈夫です、大丈夫ですって言って進めようとするから、住民の人たちの不安も払拭できないし、物事も進まないし、指摘された県の審議の部分も進んでいないし、私やっぱり何か進め方がおかしいと思う。余りにも強引ですよ。先にやることありき。ぜひそこら辺を、進め方について。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 指摘されたことを頬かむりして進めているとかいうことではなくって、私は、問題は少し切り離して考えております。平成4年に全共が開催されて、その後、20年間、今日まで放置されてきた。そして、なぜ放置されてきたかという、地元の財産区の方々が原形復旧ではなくて、この跡地については処分をしてほしいという経過の中でやってきてます。そのことと、現在、今言われているようなことにつきましては、それぞれの関係課で県なりと協議をしておりますし、関係者とも協議をして、そしてどのようにやったら実行できるかという、そういったスタンスで進めているところです。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私は全共跡地のことを売れとか売るなとか、そんなこと言ってるんじゃないんですよ。売るにしても太陽光導入にしても何をやるにしても、進め方のやり方の順番が違って乱暴にやり過ぎてるっていうことを言ってるんですよ。やっぱり私、ここ一、二年、由布市って何でこんな強引なやり方をするようになったんだろうって。最初の庁舎問題の住民説明会もそうですよ。何かね、やり方がおかしくなってきた。この太陽光、塚原のことも、住民説明会で十分な理解も全然得られてないのにまちづくり審議会にかけようとしたり、まちづくり審議会にもかかってないのに、先に事業ありきで売買契約だけ先に結ぼうとしてるし、入会権全員の同意をちゃんと確認もせずに、総会がオーケーしたからいいんだって行って見切り発車しようとするし、散々散々いっぱい指摘されて、こういうことはどうなんですか、ああいうことはどうなんですか、こういうことちゃんと調べなさいって言ってるのに調べもしないで、とにかくどんどん進めようありきでやってきてる。危ないですよ、こんなやり方してきては。今回の事業については、まだまだ私はボタンのかけ直しができると思います。引き合いに出して悪いんですけど、麓水の問題がこじれたり、いろんな問題こじれてるの、私、行政の丁寧な一番最初の対応の仕方がどっか乱暴で、先にやることありき、先に何か結果ありき、後から住民の合意を説明して無理やり取りつければいいとか、後からいろんな指摘については対応すればいいって言ってるやり方を考え直してほしい。行政が問題の本質にちゃんと向き合って、細かいところ、小

さなところから丁寧に行政手続をし直すこと、今まだ戻れますよ。幸いなことに契約も支払い条件を設けてますから、もう一度ちゃんと住民の人たちが指摘したこと、まちづくり審議員が指摘したこと、議会で指摘されたこと、そのことを一つ一つ丁寧に解きほぐし直し、入会権を持つて人たち全員の意見もちゃんと聞き直し、手続をやり直してほしい。このまま強引に進めようとしたら必ず将来に禍根を残すことになると思います。塚原の問題だけではありません。全てのことについて、私はここ一、二年、行政のやり方が余りに強引だというふうに思って危機感を感じています。先に答えありきではありません。住民や関係者の意見を丁寧に信じて聞き、それを取り入れ、自分たちのやり方のどこかが間違ってるのではないかと常に懐疑の念を抱きながら、真摯な姿勢で行政運営に当たってほしい。そうじゃないと、私は由布市の将来を危うくするのではないかというふうに思っております。私たち自身もいろんな審議に当たる場においては、いろんなことを懐疑的に思いながら、いろんなリスクを予想しながら慎重に審議をしていきたいというふうに思ってきました。ぜひ行政の皆さん、その対応一つ一つ、今のやり方がいいんだと思込まずに、住民の声、議員の声、きちんと聞いていただきたい。そのことをお願いして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 以上で、6番、小林華弥子さんの一般質問を終わります。

.....

○議長（生野 征平君） ここで暫時休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時02分休憩

.....

午前11時14分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

次に、12番、西郡均君の質問を許します。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 日本共産党の西郡均君です。数少ない、3つしかない会派で、高橋君、遺風会、そして日本共産党と政策研究会の溝口さん、高橋さんと私がやめたら会派1つになっちゃうんで、ちょっとその後のことを心配してます。（発言する者あり）そうですね。皆さんに期待してます。日本共産党の存在っていうんですか、存在意義というのはやっぱり悪政から住民の暮らしを守るということです。悪政とは一体何かっていったら、やっぱり自民党の政治なんですね。今は公明党もちょっと協力してますけど。

私、産廃のことで、それと今問題になってる消費税のことでちょっと話してみたいと思います。産廃は廃掃法という立派な法律があるんですけど、なぜかドイツと違って製造者責任になってないんです。事業者の責任、いわゆる市町村と住民の責任になってるんです、片づけるのが。だか

ら、4年前、産廃の問題で選挙を戦いました。当時の担当課長は県から来た人で、いや、これは行政がやらなきゃいかんのだということで一生懸命言っていました。国が財界や大企業から養われてる自民党ですから、こん中にいませんと思えますけど、自民党はやっぱり住民本位の政治をしようとはこれっぽっちも思ってません。今の太陽光発電もそうなんです。孫正義さんという人が一言言って、全国の荒廃地にパネルを並べたいと言っただけで、もう、先ほど市長が言ったように、国は国策だからということで強引にやってきてます。しかし、住民の生活を守るのは市町村、議員の仕事だというふうには私は思っています。消費税で言えば、もうきのうの記事で、GDPですか、修正したんで一挙にやろうというふうな、きょうの合同の見出しもそうです。しかし、考えてみてください。社会保障と税の一体改革なんですよ。社会保障で最近やられてることを皆さん、もう知ってると思います。いろんなこと、もうわかりますよね。生活保護基準の切り下げ、市町村で50近くその他へ影響するんですよ、この基準が。さらに、71歳からのお年寄りは医療費の負担が、来年の4月から1割から2割。もう、これが既定の事実かのように言ってるんです。反対の動きが封鎖されてるんですよ。それだけではありません。社会保障に関わる医療、年金、福祉全部そうなんです。ことごとく、そして今一番問題になってる介護。介護予防を介護保険から市町村にもうそのまま丸投げと。要支援1、2を追い出すというんでしょ。痴呆の人は介護度1、2なんですよ。2なんですよ。それを追い出されたらどうなります。家族の負担なんちゅうのはもう大変なものなんです。それが今度の社会保障改革国民会議の安倍晋三に出した最後の報告書でした。ことごとく内容は国民をいじめる内容になってます。そういう点で言えば、今から一生懸命やらないかんのに、これが最後になることを非常に残念に思いますけれども、共産党、後の人を、候補者を決めて、必ず通るように頑張りたいというふうには思っています。

前置きはそのくらいにして、一般質問の中身に入っていきたいと思えます。

行政報告を聞いて気になることの最初は、羅列的にずっと市長は報告してるんですけども、この由布市にとってはどうなのかというやつが抜けてるんです。その点を確認したいんですけども、全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会の2つの要望で、由布市に係る部分についてきちっとした説明をしてほしいと思えます。

また、大分県市長会秋季定例会で、公債費負担対策の拡充、地方交付税の充実強化ということを実行したみたいなんですけども、それに関わる、由布市にとってどういうことなんだというのをやっぱり市民に伝えてほしい。

3番目に、組織再編計画に係る住民説明会で出された意見はどんなものかということなんですけども、先ほど議論を聞いててわかるように根幹的なことは変えられないと言ってるんですけども、根幹的な部分に関わる部分がかかなり意見として出たんじゃないかと。そういう危惧があるわけなんです。その部分をどういうふうにつまみ食いしてるのか。それを全部受け流して微調整できるものだけ

をみんなに提示するんじゃないかと思って、改めてどういうふうに意見を市長自身が捉えてるのか教えていただきたいと思います。

大きな2番目で、市長の提案理由及び担当課長の詳細説明聞いて気になること。

特にありません。しかし、私が質疑通告した後に訂正の議案を出したり、訂正のシールをどんどん張っていったり、どういうことなんですか、あれは。それについて市長は平然として自分で提案するし、部下にもやらせてるみたいなんですけど、私はどうも心外なんです。釈然としません。一言言ってほしいと思います。

決算で気になること。

最大のことは、先ほど市長答弁で、4,500万円が垂れ流しみたいに言ってましたけども、あれ垂れ流しじゃないんですね。4,500万円はきちっと皆さん事務をしてるわけですよ。それよりもっと問題なのは、監査委員が指摘した2億7,000万円の漏水の垂れ流しなんです。今回、初めてそのことを指摘されて、私もう愕然としたんですよ。ひどいところになると48%の水が漏水してると。今70%しか有収率がないっていうことで30%は水が漏れてて、その分が2億7,000万円と。とんでもない金額をどっどっど地下に流してるんですね。せめて福岡の95%ちゅうのもたまがりましたけども、90%にするだけでも大変な経費の節減できるんです。そこまで水を制限できるわけですから。今度の決算で最大の眼目はそこだというふうには私は思います。あの報告のとき傍聴者からやじがあったでしょ、何をと。私自身もそれはもう驚愕の思いです。そこにこそ今メスを入れるべきだというふうに思います。70%の漏水を、有収率を90%、福岡95%までせんでも90%にもっていくために今、設備投資に一般会計から繰り入れてやるというのが政策なんですよ。繰入金のこと、やかましく言ってる人もいますけども、挾間町では前回言いましたけれども、主な設備投資をするときには一般会計から繰り入れてどっどやったんですよ。谷水道ね、簡易水道つくるとき、あるいは腐れ水がずっと石城と芹川で腐らして、ここへ流されて、ここで浄化してるんですけど。その活性炭の工事をするのにやっぱり投資をしました。それと、医大をつくるときにも、県も三井不動産も、当時の挾間町も金を出して投資しました。そんな一般会計から思い切ってそれをやって、そして住民にやっぱり負担をさせないで、そして安心して暮らしていただけるようにすると。本庁舎どころの話じゃないですよ。決算で、私はそこに一番眼目だというふうに思ったんですけども、市長の気になることはどういうことなのか。それを私は改めて聞きたい。

その他として幾つか上げました。皆さんのお手元にこれがあると思います。潤いのある町づくりと書いたのが。議長の許可をもらって皆さんに配付しました。私の中には、ここ平成何年とか書いてないんですけど、皆さんのには書いてるみたいですね。事務局がつくってくれたんでそれはしょうがないんですけども。実はこのことについて情けない気持ちでいっぱいなんです。

前回の一般質問で、飲用井戸についてはこういう要綱があるんだということで巻末のこの要綱を示されました。ところが、由布市には湯布院町飲用井戸等衛生対策指導要綱というのが湯布院町時代からあって、平成20年、合併して以後、一部改正されてるんです。湯布院町時代の指導要綱はかなり条文があって長かったやつを、20年の改定でこの1ページになりました。ところが、恐ろしいことに、これ発見したのは私じゃなくて塚原に住んでる気賀沢さんという人です。インターネットで由布市のまちづくり条例のところを検索して何か出したみたいなんですけど、私が知らなかったっちゃうのも恥ずかしいんですけども、もっと恥ずかしいのは担当課がないということです。後ろの要綱を提案したのは環境課長です。4月1日から施行しましたということを一一般質問の答弁の中で回答してました。最初の要綱、湯布院町だけに適用している飲用井戸等の衛生対策指導要綱については、どこも担当課がない。したがって、右ページの地下水を利用する井戸のほか、表流水及び湧水を水源として利用する施設についての飲用井戸掘削届なるものはどこも受け付けてないんです。ホームページに出てて市民に公表してるものが、市が担当課がなくって受け付けてるところがないなんちゅうのは、こんなでたらめな話ありますか。そして、これは湯布院町の名称なら私わかります。しかし、平成20年4月1日、合併して何年後ですか、3年後ですか。由布市の段階で改定してるんです、長い条文をこんなに短く。にもかかわらず、環境課はそれは都市景観の仕事じゃないですかちいうけん、都市景観に言ったら、いや、これはうちの仕事じゃありません、環境課じゃないですかと言ってるんです。だから、この違いっちゃうか、むちゃくちゃな内容はどうなってるんか。これ言い出したのは前回の定例会の直後ですから、その間、かなり担当者で話し合っただけで検討させて解決された問題だというふうに思います。明確にこの違いについて市長の答弁を求めます。

さて次は、市長にかつて何度か飲食について質問状を出したことがあって、市長はその回答で、昼間から飲酒することはあり得ないと、勤務中については。それでもなお、職員についてはきちんと指導しますという答えでした。しかし、実はこれ1回だけじゃないんですね。これまでもたびたびあったんですけども、きわめつけは8月30日、県道別府挾間線改良促進期成会の設立総会というのがありました。主催者も元役場の公務員上がりの人、事務局長も元市役所の人。未改良区の来鉢から国道210号線、そこの龍祥寺に出るまでの間の沿線自治区の自治委員や改良促進委員の皆さんで期成会をつくろうというふうになったんですけど、来賓に呼ばれました。呼ばれたのが、由布市長、市長は何か市長会があるということで、代理で島津副市長が出てました。江藤県議、生野市議会議長、挾間出身の市議会議員、それに大分土木事務所の所長以下、道路関係の職員、県の職員ですよ。そして、由布市役所の道路関係の幹部職員、ここにも並んでますけども。設立総会、滞りなく終わったんで4時から懇親会が始まりました。私は、やっぱり好きですから飲みたいんです。だから、にせもののアルコール、職員の方でもそれをしてる人がいまし

た。振興局長とか振興課長なんかはそれしてましたけれども、堂々と皆さん飲んでるんですね、4時で。ちょっと異常な私、感じがしました。昔あったんですよ、こういうことが。しかし、官官接待とか、いろいろやかましく言われて、ここしばらくずっと見なかった光景なんですよ。市長、そのことについてどういうふうに考えてるのか教えていただきたいと思います。

その前日に、農業集落排水事業運営協議会が行われました。庄内町の東長宝の処理場が、処理施設がパンク状態であることは合併以来ずっと知ってましたし、そのことは追及してまいりました。去年ですか、もうどうしようもないんで風呂をやりかえるちゅうような提案がされましたけれども、それも何か流れたみたいですね。ところが、東長宝の施設だけじゃなしに三船がずっとパンク状態なんです。要するに最大汚水流入量というのがあります。要するに処理能力のことなんです。それを超えたら事実上、もうパンク状態なんです。それがずっと続いてるとなると大変なことなんで東長宝にはやかましく言ってきたにもかかわらず、地元の挟間の三船がそういう状態だったのがわかりました。来鉢も、残念ながら原因不明の最大汚水量の3倍を超す汚水が流れた時期があるんですね。おととしの3カ月と、ことしの何月やったかな。だから、特に三船は地元で管理してるんです。そういう管理してるという意識が自分たちにあるんですね。ところが、こういう情報は全然地元知らせてなかったんですよ。東長宝はそういう地元の管理組合がありません。だから、こういう問題に対しても市が全部対応、責任とらなきゃならんのですけども、そういう点で言えば、やはりこうした情報が私たち運営協議会の委員にも知らされてなかった。もう残念で仕方ないんですよ。それをきちっと知らせた今の環境課長にはやっぱり敬意を表したいと思います。前の人には出せ出せ言ってたんだけど、なかなか出してこなかったんやけど。

それと、30日の合同新聞で、ごみの排出量の増量が由布市だけ、ほかんところは全部リサイクルで減量化を推進してるにもかかわらず、由布市だけはもうずば抜けた増量になってるんですね。由布市にそれを問い合わせたらコメントが何とすばらしい。原因がわかりませんとなっているんです。私、情けなくてしょうがないんですよ。かつて環境衛生組合がこのリサイクルの計画書、ずっと20年のまで出してました。20年から長いスパンで環境衛生組合も出してるんですけども、以後は環境課が、由布市がそれをやりますということで、由布市がかわりました。皆さんもその資料いただいたと思います。新聞報道の中で、こんなコメントになるちゅうのが、市民として何か情けなくてしょうがないんです。それから何日かたって、そういう反省があったかなかったかわかりませんが、原因と今後の対策について何らかの手を打ってるんなら、それを教えていただきたい。

以後は、自席で再質問をさせていただきます。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、12番、西郡議員の御質問にお答えをいたします。

訂正につきましては、冒頭おっしゃられましたけれども、本当に申しわけなかったと思っておりますし、今後そういうことのないような指導をしっかりとしていきたいというふうに思っております。

さて最初に、全国基地協議会、防衛施設周辺整備全国協議会での要望についてでございます。

全国基地協議会につきましては、対象資産の範囲の拡大を求めものでありまして、基地を構成している全施設を対象資産とすること。また、基地交付金予算の増額で、固定資産相当額の確保を求めるものでございました。

防衛施設周辺整備全国協議会については、調整交付金予算の増額と制度の改正をすること。また、住宅防音事業での補助対象範囲の拡大と住宅防音補助制度の改正などを求めたものであります。

次に、大分県市長会秋季定例会における公債費負担対策の拡充についてでございますが、この議案要望を九州市長会に提出するため採択をしたものでございます。

内容は、地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえまして、国の臨時特例措置として、平成22年度から24年度まで3カ年に限りまして将来の財政見通しを立てて財政改革を行う団体については、過去に公的資金により借り入れた高金利の5%以上の地方債について補償金なしで繰り上げ償還が認められたところでありまして、これを受けまして、多くの自治体が高金利負担対策として繰り上げ償還を行ったところでありまして、少子高齢化や過疎化の進行によりまして、まだまだ厳しい行財政運営を強いられているのが現状でございます。

そこで、この公的資金補償金免除の繰り上げ償還の期間を3年程度延長することと、対象金利を3%以上まで引き下げることを強く要望しているものでございます。

次に、地方交付税の充実強化についてであります。地方は、歯どめのかからない人口減少や少子高齢化の進行等によりまして、市町村の安定的な行財政運営が将来にわたって見通せない状況にあります。地方固有の財源である地方交付税の財源調整機能、そしてまた、財源保障機能を強化することが求められているわけでありまして。

特に、平成の合併によりまして行政区域の広域化によりまして、コミュニティ活動の拠点である支所、出張所、自治会などの維持管理や災害対策など、新たな財政需要が生じておりまして、合併算定がえの段階的縮減期間の終了後の財政運営が非常に憂慮されているところでありまして。

そのような中で、国は現行の地方交付税制度では反映されない、こうした新たな財政需要額を調査、把握するとともに、算定に当たっては地域の抱える状況等を十分に考慮し、実情を反映した地方交付税制度のあり方を、国と地方の協議の場を通じて検討、協議をしていくことを強く要請しているものであります。あわせて、国の政策目的を意図した一方的な地方交付税の削減は行わないことも決議をしたところでありまして。

次に、組織再編計画に係る市民説明会で出された意見についてであります。代表的な意見と

いたしましては、本庁舎移行後の庁舎の空きスペースをどのように活用していくのか、庁舎増築に当たっては、道路を隔てた施設を利用するのではなく、多少経費はかかっても同一敷地内に建設し、市民が利用しやすいよう1カ所に集めるべきである、市の財政状況等を考えたときは現状のままでよいのではないかと、湯布院は観光の町であり振興局の中に観光等の名称が残るような係の配置が必要である、各振興局の機能を充実した組織再編（案）となっているが振興局にあってもスピーディーな対応を期待する、職員の削減が不十分である、さらに合理的な組織とすべきである等、さまざまな御意見をいただいたところであります。

次に、由布市飲用井戸等衛生対策要綱と飲用井戸等衛生対策指導要綱の違いについてであります。

飲用井戸等衛生対策指導要綱は、議員御存じのとおり、合併前の旧湯布院町時代に、潤いのある町づくり条例と一体的に整備された指導要綱でございます。

由布市飲用井戸等衛生対策要綱は、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、水道法が一部改正され、国は飲用井戸等衛生対策要綱の一部改正を行ったところであります。

これによりまして、これまでは都道府県と保健所の設置する市が実施してきたものを、都道府県と全ての市が実施することとなりました。本年4月1日付で由布市が整備した要綱でございます。

また、議員御指摘の件につきましては、8月30日に開催されました県道別府挾間線改良促進期成会設立総会についてのことだと考えております。

当日は、自治区関係者約20名、来賓者出席のもとで設立総会が開催され、その後、引き続き交流会が行われたと報告を受けているところであります。

次に、処理能力を超える汚水が流入する農業集落排水処理施設をこのままにしておくのかという御質問でございます。（発言する者あり）

平成25年度第1回由布市農業集落排水事業運営協議会開催時に、三船、来鉢、東長宝の各処理場の平成21年度から24年度までの汚水の処理状況を記載した資料を提出し、各処理施設ごとに説明をした旨、報告を受けたところであります。

このたび提出しました資料には、三船処理場における水道使用料の3倍の汚水処理量と来鉢処理場のまれに出る突出した数値が記載されておりました。運営協議会でもこの事実と今後の対応につきまして説明をしたと報告を受けておりますが、今議会中の産業建設常任委員会におきましても詳細な説明をさせていただきたいという予定にしております。

今後は、各施設の流量計の点検を行い、その後、早急に必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、ごみ排出量の増量の原因と減量化対策についてであります。本年8月30日、大分合同新聞朝刊に掲載されましたごみ排出状況につきまして、なぜそのような数値になっているのか、数値の確認を早急に調査するように指示しております。その調査結果が判明次第、報告を申し上げますとともに、市としても対策を講じてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 基地協議会、施設周辺整備全国協議会の該当部分について、由布市とのかかわりについては担当課防衛室に答えていただきたいと思っております。それはもう最後にしてください。

あと、住民説明会で出された意見で、私が聞きたかったのは現状のままでいいんじゃないかという意見があった点なんです。実は、私たちは今度の選挙にあたってアンケート調査をいたしました。現状のままでいいんじゃないかというのが多かったのは庄内町の40%、それで本庁舎に全てまとめるというのも庄内の場合は40%ありました。

ところが圧倒的にすごかったのは湯布院なんです。これはもう現状のままでよいというのが84%、挟間は10ポイント下がって74%なんですけどね。結局こういう意見が根強くあって、そのことについて払拭できない住民説明会だったというふうに私は思うんですよ。先ほど、小林議員が語る述べていました。そのとおりだというふうに私は思います。

ちなみに、このアンケートでは暮らし向きの中で皆さんに特にやってもらいたいというのは、医療、介護、国保といった、議員にやってもらいたいことで、これはもう各町とも皆共通しているんです。いわゆる社会保障についてもっと、私たちの暮らしを見つめてほしいという思いがこのアンケートに、各町ともそれがトップなんです、あらわれているんです。

議員に対しては無駄遣いをやめさせてほしいというのが六十何%、挟間では70%、庄内でも58%ということで、これもほとんどの人が願っていることなんです。そういう時期に、この決算で監査委員が2億7,000万円もの垂れ流しを放置しておいたらいかんじゃないかというふうに指摘したわけですよ。

市長は、その点をどういうふうにとめたのか。あなたは先ほど、同僚議員の質問の中に4,500万円の垂れ流しのことを言っていましたが、あれは垂れ流しではないんですよ、実際には事務しているんですから。この水道の漏水こそまさに垂れ流しなんです。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 確かにこの漏水は、市内大変広範にわたっておりまして、今後抜本的な見直し対策を考えて、漏水をできるだけなくすと、この取り組みをやっぱりしていく必要があると、今回再認識をしたところであります。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 再認識したら、水道計画もあるんです。それで、第一、塚原のやつがちょっと頓挫しましたけれども、あれを湯布院の上水道に入れるって頓挫しましたけれども、基本的には全てあのスタートのあたりで、やっぱり年次計画でそこ辺がきちっと有収率を九十何%に設定して、そこに市長の施政を示すというような、そういうのが必要ではないかと私は思うんですけども、その点についてどうなんですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今議員おっしゃられるように、この点についてはやっぱり何とか改善をするということではなくて、ハードルを設ける、目標を設けて職員に指示しながら、徹底的にその目標に近づくようにしていくことが一番わかりやすい取り組みだというふうに考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） わかりやすいんですけども、特別会計、要するに企業会計だから、独立採算でやるなんてばかなことを言わんで、市長の特別の思い、政策として一般会計からでも繰り入れてこれをやるという思いはありますか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういうことも考えております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 飲用井戸について淡々と述べられましたけれども、実際この湯布院に適用しているこの要綱というのは、現在どうなっているんですか。ホームページは、いまだに掲載されているということでありました。どういう取り扱いなんですか。取り扱ったってどこも取り扱っているところないんですけどね。どうなっているのか説明していただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（森山 徳章君） 環境課長です。お答えいたします。

本年4月1日に施行しました由布市飲用井戸等衛生対策要綱は、全市を適用範囲としております。また、潤いのある町づくり条例の開発対象行為については、従前からある飲用井戸等衛生対策指導要綱を適用するものであるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） あなたは自分に関係ないと思ってそう言っているんだろうけども、あなた自身がこれを担当してるんですか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（森山 徳章君） お答えいたします。

潤いのある町づくり条例と一体的に整備された要綱につきましては、都市・景観が窓口というふうに考えております。今般4月1日に施行しました分については、環境課が窓口というふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ばか言っちゃいかんよ。同じ要綱で、実は飲用井戸衛生対策指導要綱については、同じ国、県の指導要領から出発しているんですよ。本来、この市のことしの4月1日の要綱を施行するにあたっては、同じような適用をこの飲用井戸衛生対策指導要綱に適用しなきゃならなかったんです。

ところが、湯布院は一步進んでいたんですね。届出制度をつくっていた。平成2年に。湯布院のやつはいつの要領ですかね、国の62年要領です。62年要領が年次改定されて、23年が最新の要領なんです。由布市は16年の改正要領にあわせて20年にこの湯布院町の要綱を改定しました。今回、これ一体となって改正されるものが、これがどこも担当がないおかげで放置されていたんですよ。じゃあ、あなたが振った都市・景観課長に聞きます。あなたはこれを自分の課が専門に所属している事務というふうに今まで把握していたんですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） 都市・景観推進課長でございます。お答えいたします。

私どもの開発担当課としては、この要綱自体、環境課のものだという判断でございました（「だけれどもそれは間違っていたと。最初思っていたんでしょう」と呼ぶ者あり）

今でもそう思っております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今もお聞きになったと思います。こんなていたらくなんですよ。

どこも担当していない指導要綱、湯布院町のときは生活衛生課とか生活環境課という課があって、きちっと対応しておったみたいなんですけど、由布市になった途端に放置された。放置はされていないんですよ。改定しているから。20年4月1日付で、誰が一体改定したんですか。もしかしたら、自分ところの事務でないと言い張っている都市・景観が改定したんじゃないですか、あなたそう言いながら。都市・景観課長。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） お答えいたします。

当時、この要綱を部数が冊子が減ったということで、関係各課に新しく印刷するということで、当時の担当が印刷するにあたり訂正等についてお聞きしたという憶えがあります。その訂正によ

って出てきたものを掲載したという確認をしております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 改定したのはあなた方じゃないですかって聞いているわけですよ。20年の4月1日の改定は。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） お答えいたします。

私どもの課ではございません。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） この問題は、きょう初めて言い出すことやないんですよね。前回の定例会直後にこれ言い出したことなんで、きちっと改定した係、担当を探してくれというお願いをしていました。環境課長、一生懸命探したんですか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（森山 徳章君） お答えをいたします。

私どもも必死に探しました。いろんな状況を把握しようと努めてまいりましたが、不明なところは不明のままでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 市長、もう聞いたとおりなんですよ。ホームページに掲載しておって、こういう要綱がありますよということで掲載していながら、どこも担当していないんですよ。そして、いまだに平成20年、まだ5年ですよ、5年前の要綱を改定した担当課も係もわからんというような状況なんです。こんなことあってあられるんですか。市長の前にどなたかこういうのを取り締まる人がおるんじゃないかと思うんですけども、自分だと思える人がいないからこういうことになっているんだというふうに思うんですけどね。市長、総責任者として。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 大変恥ずかしいことだと私も認識しています。早急に、この点について対策を、また担当をしっかりと決めていきたいと思いますが、こういう状況が他の課にもないかどうか、これからも部長会等を通じて精査させて、担当をしっかりとさせながら事業に取り組みさせていきたいと思っています。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） やっていないからちょっと深刻なんです。やっていたら、麓水の問題は未然に防げたんですよ。なぜかといったら、この届け出をして中身が変わっていたりいろいろすれば、その後の指導もできていたという状況なんです。

この湯布院町のすばらしいところは井戸だけじゃなくて、表流水や湧水にまで水道施設をつくっておいたらこれを出してくださいと。そして、年1回保健所の検査を受けて、その検査証を見せてくださいと。そして、町内のその水の衛生状態の実態を把握するという、まさに衛生要綱で国が示した要領ではいまだに到達していない要綱なんです。県はこれを見て、ああ、こういうふうになればよかったですねっち、もう感心しているわけですよ。だけど、実態が何もないということで、悲しいやら恥ずかしいやらもう、情けなくてしょうがないんですけどね。（「湯布院町時代は」と呼ぶ者あり）うん、湯布院町時代はさっき言ったように生活環境課と生活安全課とか何とかいうところがあって、済みません、由布市の責任です。

そういうことなんです。今のような担当課の答弁をそのまま許すというような総務部長や、副市長じゃ困るんです。これは、もちろん最高トップの市長の責任もありますけども、それを補完する副市長や総務部長が、前回の定例会の質問の中でも温泉の担当課についてもああいうことでしたから、それは大変でしょうけども、とりわけ総務部長は前の環境商工観光部長ですけんね。直接の上司だったわけなんで、そこ辺はちょっと気を入れて厳格に調べるということをやってほしいと思います。

市長にお尋ねしたいのは、5時前の飲食を平然とやらせるようなことがあっていいのかということが私の質問なんです。どういうことでやられたかというのは私も重々知っています。端的に教えてください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（生野 重雄君） 建設課長です。お答えいたします。

期成会での交流会につきましては、市長答弁でも申しましたように総会に引き続き行われました。私といたしましては、自治区関係者各位等との貴重な意見の交換の場と捉え、休暇を取得し参加したところでございます。このことについては、交流会会場でも、西郡議員と2人で行きました2次会会場でも西郡議員にお伝えしており、御存じのことと存じます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 課長、言うのはわかります。私も年休をとっていきたくはあったけども、議員ですから年休もへったくれもないんです。だから、5時まで飲まんという工夫をしたんですけれども、要は市長が職員に年休をとらせていかせなきゃならんような、そういう組み方を容認するのかということなんです。公務なんです、これは。やっぱ別府挾間間の道路を何とかしたいという住民のそういうことを来賓として、やっぱきちっと仕事と受けとめて、それを受けとめるというのは、公務なんです、これ。時間調整については、市のほうから言えることなんです。だって、事務局長だってこの前まで振興局長しておった人でしょう。長いこと会長

の人は市の臨時職でいろいろやっていた人でしょうが。前の挾間町役場の職員ですか。そんな融通のきくことを、何できちっと指導しないのか。市長が、いいやれやれというのがあるんじゃないかという、そこが気になるんですよ。きちっと答えてくださいよ。言わんでいい、課長はもう。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） かつて平松県政のときに、公務員は5時までは飲酒はならないと、強い規制がありまして、私どもそのとき県庁の職員でありましたから、5時までとかそういう会では一切なかったです。今度、県政が変わりまして、地域との交流とかそういうことに飲食を伴う場合についても、そんな5時とかは言わないと、その流れの中で地域の住民の皆さんとしっかり交流をすると、そういう基本的な姿勢に立って今日までできていると、私は認識しています。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 年休の点についてはどうですか、そこまでさせる必要があるんですか。

○議長（生野 征平君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 年休をとらせた覚えはありませんけれども、職員がそういう気持ちでやったということは評価してやりたいと思います。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これからは堂々と飲めるというんじゃなくて、やはりその辺は節度を持ってきちっとやると、5時前に赤い顔してふらふらしているのがおったら、誰も気持ちいい思いしませんよ。特に職員や議員が。幾ら年休をとったって。そこは再度考えてほしいと思います。徹底してください。かなり綱紀が緩んでいるというのが確認できました。

処理能力を超える部分について、現地との対応なんですけれども、担当課長にお尋ねいたします。

三船、来鉢の人たちは、料金の徴収やあるいは維持管理について非常に敏感なんですよね。だから、詳しい情報を知らせて彼らなりに考えさせるということも、考えさせるという言い方おかしいけれども、管理組合に考えてもらうということも、維持管理上重要だということ、前回の東長宝のときに言われました。それを考えたら、もうちょっと中身についてきちっとあったことをそれぞれの組合に伝えるべきだというふうに思うんですけども、先ほどの話をずっと聞いていると、流量計を新たにきちっとしてはかり直してみらんとわからんよと。たまたまメーターが狂っちゃったのかしれんよというような響きでずっと回答は受けとめたんですけど。その辺はどうなんですか。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（森山 徳章君） お答えを申し上げます。

先般開催しました農集の運営協議会の中でも申しましたように、今回いろんな意味で点検をし直しました。議員にもお知らせをいたしましたけども、まず東長宝の不明水、処理量を超えているということでマックスの数字が268立米というような今までは説明をしてきておりましたが、私、計算し直しましたところ327という数字で、全く違うものであったと。初歩的なミスと。

それから、各施設の状況につきましては、それぞれの時期の課長の判断でいろんな資料を差し上げたものだと思います。しかしながら、今般につきましてはそういったことが見受けられるということで、ぜひ今回配付しましたような資料を使いたいということを上申し、いいんではないかというお答えをいただいたので提出した次第でございます。

それから、管理組合が料金を徴収というお言葉でしたが、今はこれは行っておりません。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 誰が徴収とか言ったん。そういう自分たちの組合の中でどこそこが滞納しているということになれば、2つの面があるんですよ。1つは、やっぱり生活困窮者であれば、おたくが1回も使っていない減免の措置をきちっと使うとか、あるいはそれ以外のものであれば、やっぱりほかに対策を練るといようなことができるわけなんですね。それとともに、彼らはずっと警報器が鳴るたびにもう敏感に反応しているって言っていましたよね。

だから、最大量を超えともう深刻なんですよ。変になったんじゃないかということで。だから事実関係についてはきちっと彼らに教えることは重要なことなんで。これはもうあのときにも私、そういうふうをお願いしてるので、そうはないと思いますけれども、考え方としていまだにその数字がこの何年間ずっと間違えていましたということを平気で言いよるというのが私にはちょっと気に入らんです。この前の不明水の調査報告書にも268が処理能力で報告出ているんですよ。

そういう点でいえば、長期間、私が発見しましたという自慢話じゃなくて、何でそういうことが起こったのかということの原因まで究明して、この場に報告するというくらいの配慮があってほしい。三船と来鉢については、初期の段階の資料を私ちょっと探ってみました。初期の段階からあの数字でしたから別に問題ない。もしかしたら東長宝も初期の段階から、その268ですか、それを使っているんじゃないかと思うんですよ。そしたら、どっちが計算を間違えちゃったんかわからんようなことになってしまうんで、その間違っていた原因についてきっと究明して報告してほしいと思います。

るる申し上げましたけれども、今般辞職するにあたって他の議員の皆さんからいろいろお礼、お礼というかお別れの言葉をいただいて、私もどういふふうに言っていかわからんですけども、さきの定例会の直後に、ことし10年の表彰を受けられた皆さんと一緒に、私も15年の表彰を

皆さんからお祝いしていただきました。15年じゃないんですよ。実際は26年なんですよ。それをあんだ、町議会の分は半分にケチられて、全国市長会が。18年やっておるやつをたった9年しか認めんで。

実は、34年前、初めて28歳のときに挾間町議会に立たせていただきました。初日に、ここに傍聴に見えられていた二ノ宮一夫さん、もう90歳の御年で、当時の議長でした。もう初日に見えられたのは、自分の息子の二ノ宮健治さんが一般質問のときだったからでしょう。しかし、当時の議員も半数以上がもうあの世にいて、そういう点ではかなり皆さん高齢になって、隣にいた人も88歳ということで元気に見えられていました。

もちろん皆さん元気よくて、これからも議会活動に大いに邁進してほしいんですけども、やっぱりいろいろ思い出もあります。そのことは後日また、お別れ会もまたしてくれるということで、執行部を入れたらいかんと言ったら、皆さん議員の中でやってくれるということで非常にありがたく思っています。そのときに語る語っていききたいというふうに思います。

いずれにしましても、挾間町で渕野さんのときからが一緒にずっととなっていたかな、10年間一緒にやりました。差の8年間でちょっと下におりちよった時期ということで、2回おりていました。最初、1期目でおりにいたときは、行政書士という仕事につきました。当時、佐藤萬一さん、佐藤一水さんと、湯布院のそうそうたる行政書士の先生方が7名ですかね、湯布院の方を入れて、庄内が2人、工藤さんですか、挾間が2人ということで、それで行政書士の仕事をして、今度30年の表彰なんかいただけるそうなんですけども、2回目に落ちたのは2期目のまた後なんです。そのときは、世をはかなんだわけじゃないんですけども僧侶になりました。それ以後22年間、大在の長光寺というところにお世話になって、幾たびか皆さんにはお坊さんの姿で接する機会があったかというふうに思います。

今後は、その2つの職を維持しながらやっていこうかなと思います。幸いに今の行政書士会の支部長さんは湯布院の女性の方で、去年の4月からずっと湯布院、庄内、挾間で無料相談会をしてきて、いろんな相談が来るんですね。いわゆる行政書士にかかわる市民のさまざまな相談が来て、前の総務部長からもぜひこれを続けてやってほしいと。そして、直接役所に言うよりもあなた方に言ったほうが言いやすい面もあるかもしれんということをおっしゃったので、そういうクッションになればなというふうに思っています。引き続き、皆さんにも御厄介をかけるかと思っておりますけども、皆さんの御武運と、あるいはこれまでお世話になった市民の皆さんや職員の皆さんにお礼を申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

どうも、長いことありがとうございました。（拍手）

○議長（生野 征平君） 以上で、12番、西郡均君の一般質問を終わります。西郡均議員の今後の御健闘をお祈り申し上げまして、これで今回の一般質問は全て終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は13時とします。

午後0時12分休憩

午後1時00分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項を遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については、所属委員会をお願いをいたします。

日程第2. 報告第11号

○議長（生野 征平君） まず、日程第2、報告第11号専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 市道の穴のこういう事故というのが2回目の議案ですよね。前回、いわゆる主要道路については役場で、役場というか町の職員で見られるけども、そういう支線というか、普通の道路についてはそれぞれの住民に見ていただくしかないということだったんですけども、非常に心配なんです。きちっと管理することはできないのかどうかというのが。過失割合50%についてどういうことなのか、ちょっと説明していただけないですか。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長でございます。報告第11号の専決処分の報告にかかる損害賠償額の過失割合について御説明をいたします。

市の過失割合50%につきましては、市道に穴が空いていたということで、議員御指摘のように市の管理瑕疵でございますが、一方で運転する側にも運転中の前方注意義務があります。道路の穴などを回避する義務がございますので、過去の類似事案の過失割合の実例や判例を参考にしまして、この過失割合となっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第3. 報告第12号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第3、報告第12号専決処分の報告についてを議題として質

疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 事故概要の説明で未来館入り口ということだったんですけど、確かに104番地、枝番があるんですけども、が未来館の場所です。けども、県道別府挾間線というのはそこにはないんですね。未来館に接しているのは国道210号線とって、どうしてこんな記述になったのか教えていただきたい。

さらにいえば、未来館もその反対側の農協の土地の104番もそれぞれ枝番があるんで、枝番についてどうなっているのか。ほかの概要を見ると、枝番もきちっと書いて場所が特定されるようになっているけども。それと一番気になる100%です。過失割合100%というのがどうも気になるんですけども、前回もあってかなり注意というか、皆さんからいろいろ御意見あったようにあるんですけども、それについて教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） お答えします。

報告第12号の専決処分の報告にかかる和解賠償の額でございますが、議員の今御指摘されたとおりでございます。正しくは向原103の1番地先となります。路線につきましては、向ノ原停車場線が正しいということになります。

この案件につきましては、専決処分ということで既に和解が成立しております。この分につきましては、事故報告から作成したもので間違えになっております。大変申しわけございません。

それから、事故概要に記載をしておりますが、未来館から公用車が道路に出る際に、相手が停車しておりました。その車両に追突したということで、市の過失割合が100%となっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 21号の中で、今まで運転免許証の点検を実施したことがないというふうになっておりますが、どのように点検をするのか。（「12号」と呼ぶ者あり）12号。あれ、12号は出してないはず。12号は訂正しました。取り下げをしました。済みません、取り下げをしています。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第4. 報告第13号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第4、報告第13号専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 全面的に悪い、半々じゃというのはわかるんですけど、30%という意味がようわからんのですけど、どういうことを指しているんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 事故概要に記載をさせてもらっていますが、交差点内の事故でございました。公用車のほうは交差点を通過するときに、向原の駅のほうから出てきた相手側の車両と追突をしております。この交差点は、点滅式の信号が設置しております。公用車の進行方向は黄色の点滅信号、相手側の信号は向之原駅から出てくるということで、赤の点滅信号になっております。赤の点滅信号につきましては、一旦停止という注意義務がございますので、市の過失割合は30%ということになっております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第5. 報告第14号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第5、報告第14号由布市みらいふるさと基金条例の運用状況に関する報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 最後のページの右端が見えないんですけど、この中で様式2号については、これでいいと思うんですけども、その後のそれぞれ寄附金を事業別内訳した分で、非公開となっている分が、例えば2の青少年の健全育成、教育環境整備事業へ充当する寄附金や、あるいは4の高齢者、地域福祉対策事業への充当する寄附金というのが、非公開であるにもかかわらず一目何ぼというのがわかるんです。非公開にならんです。

だから、これは書類も決められた書類じゃないんで、作り方を工夫したほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけども、ちなみに福岡の田川の方なんか最初金額を表示してあったにもかかわらず、こういう書類を見せられてたまがってすぐ非公開にしたんだろうというふうに思います。

それとか、その後の寝屋川の人も名前は出しておったんですけど、非公開だったんだけど、今度は何もかも非公開にするというようなこともなっているんでね。幾分これ、資料そのものを相手に送るんだろうというふうに思うんですけども、そういう配慮も必要ではないかというふうに思うんですが、その点どうですか。

○議長（生野 征平君） 総合政策課長。

○総合政策課長（溝口 隆信君） 総合政策課長です。お答えをいたします。

パンチの穴の件ですが、私の議案にははっきり数字が残っているんですけども、ちょっと様式を考えたいと思います。

それから、2問目の質疑でございます。確かに非公開という本人の希望でございまして、今回たまたま2号青少年の分と4号の高齢者の分が1件ずつ差し引けばわかるというふうなことになってございますので、たまたまでございましたので、今議員言われるように少し工夫をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第6. 報告第15号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第6、報告第15号平成24年度決算における健全化判断比率についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 実質公債比率と将来負担比率、これは早期健全化基準が25%、350%というでたらめな数字を並べているんですけども、私にとってはですよ。国が決めたから、その表示のとおりになっているんだというふうに言われましたけども、その根拠となるやつを国で決められているという、前回の説明があったんですけども、そうじゃなくてなぜそういう数値を決めたのかという、国の基準の根底にあるやつというのが、その辺をやっぱ教えてほしいと。

それと、その上の赤字比率と実質赤字比率の数値が毎年変わるというのが、この前も説明を受けて理解してなかったんやろうな、またこれを出しているということは。再度お願いします。

○議長（生野 征平君） 財政課長。

○財政課長（梅尾 英俊君） 財政課長でございます。お答えをいたします。

まず、実質赤字比率と連結実質赤字比率の早期健全化比率は、標準財政規模を用いて計算して算出するようになっております。したがって、標準財政規模が毎年変わりますので、基準値も変わるようになります。具体的には、実質赤字比率において市町村は財政規模に応じて11.25%から15%内で算出をされます。また、連結実質赤字比率においては、市町村は財政規模に応じて16.25%から20.0%以内で算出されます。

次に、実質公債比率の早期健全化基準25%は、財政健全化法が成立する前に用いられておりました地方債の協議許可制度において、起債が制限される割合と同じになっております。この起債の協議許可制度においては、18%以上になると協議制から許可制になり、25%以上になると起債の一般単独事業債等が制限され、さらに35%以上になりますと、一般公共事業等が制限をされるという4段階の制限がありました。このような中であって、健全化法ではこの起債制限

比率25%を早期健全化基準に採用しております。

その次に、将来負担比率の市町村早期健全化基準350%は、将来負担額の水準と平均的な地方債の償還年数を勘案し導き出されています。具体的には、実質公債比率の早期健全化比率に相当する25%のうち、利子を除いた元金比率20%と推計し、これに平均的な地方債の償還年数15年を掛けて、これに加えて退職手当などの実質公債比率では算出されない負債も勘案して設定をされております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第7. 報告第16号

日程第8. 報告第17号

日程第9. 報告第18号

日程第10. 報告第19号

日程第11. 報告第20号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第7、報告第16号平成24年度決算における資金不足比率についてから、日程第11、報告第20号例月出納検査の結果に関する報告についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第12. 報告第21号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第12、報告第21号行政監査の結果に関する報告についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 監査意見の中に、チェックの必要があるというふうに指摘なされております免許証とアルコール検査という御意見がございました。このチェックの必要があるというふうな御意見でございますけども、それに対して常備消防や非常備消防の具体的な対応が、監査がこれ6月9日ということですので、それ以降の進み具合、進展はどのようになっているのかを教えてくださいたいんですけども。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。ただいまの報告第21号についての御質問にお答えいたします。

御質問の内容につきましては、市長より措置を講じた旨の御回答はいただいておりませんので、内容につきましてはお答えはできませんが、消防団の部長より運転前のアルコールチェック等に

ついて市役所より説明があったとの話を、私どもの事務局の職員がお聞きしましたということをご報告を受けておりますので、そういった動きはあるやに思っております。

なお、市のほうでかつてこれまでのところ、一昨年にもこの消防団員の飲酒運転根絶についてという内容で、市長並びに消防団長の命で各消防団の幹部に飲酒運転の根絶ということをお願いいたしますという内容の文書も配布されておりますこともつけ加えておきます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 今言われました同じことですが、アルコールチェックというのは本当、これに対しましては各別々でありますので、どのようにするのか、これから先見据えていきたいというふうに思っておりますが、その後にあります古い車両というふうに言われておりますが、この車両については大体何年くらいが古い車両であるのか、そのところを明確に教えていただきたいと思っております。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 監査委員の土屋でございます。ただいまの鷺野議員の御質問についてお答えいたします。

まず1点目で、消防団の積載車は公用車であるかという御質問でございますので、それもお答えしておきますが、平成24年度由布市歳入歳出決算書の535ページ2の物品の表に記載しております消防自動車の数に含まれておまして、公用車となります。自動車の登録や、また土地建物の登記につきましては、個人、法人、自治体のいずれかでしか登録または登記ができません。

したがって、消防車は自治区名義では登録できず、由布市で登録することとなっております。同時に、そのことで税金、自賠責保険料、任意保険料、それから修繕、車検、ガソリンなどの一切を市が負担しているということも申しておきたいと思っております。

続きまして、免許証の点検についての御質問でございますが、交通違反等により免許停止等の処分を受けていないか、定期的な免許証の確認を行うよう要望いたしました次第でございます。時々新聞報道等でそういったことがニュースとして出ておりますので、そういうことを含めてお願いいたしました。

それから、次に古い車両の目安についての御質問でございますが、特に目安を決めて指摘したわけではありませんが、消防自動車の台帳確認をする際に、初年度登録が昭和50年代のものもございましたし、また昭和の60年初頭のものも存在したために、安全確保のために要望いたしました次第でございます。

さらに、3点目のアルコールチェックについてでございますが、監査をいたしました折に、由布市消防本部聞き取りにおいてそのチェックが実施されていなかったため、職務として市民の生

命、財産を守る緊急車両の運転につきまして、運転前のアルコールチェックを実施するよう要望いたしました。例えば、簡単でございますが、第三者による呼気チェックなども一つの方法として、緊急時の場合はそういうこともあっていいんじゃないですかということもお話をしましたことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第13. 認定第1号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第13、認定第1号平成24年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許しますが、最初に歳出の款別に、次に決算審査意見書について行います。まず歳出について款別に質疑を行います。

まず、3款民生費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 実は、決算書じゃなくて事務事業評価書の34、これ事務事業名が前年のは介護予防地域支え合い事業というふうになっています。こういう介護予防事業が特別会計から一般会計にするということで先駆けして介護予防という字を取ったのかどうかわかりませんが、その点を教えてほしいと思います。

そして、22年の事業費1,697万8,000円というのは、過去の実績で去年の報告書2,402万4,000円と大きく食い違っているんですけども、どうして昨年は1,748万3,000円で一致しているのに、2010年の実績の数値がこんなに変わるのか。

それと、その上のDVDとか書いてある落書きがいっぱいあるんですけど、これは何のことですか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えいたします。

事業名につきましては、由布市総合計画第3期実施計画では、介護予防を削除いたしまして、地域支え合い事業に改めております。それに、統一をさせていただいたものでございます。事業費の推移につきましては、平成22年度の事業費につきましては、実績額ではなく当初予算額を誤って記載していたため、今回正しい事業費の額に改めたものでございます。昨年度、間違っておりまして大変申しわけございません。

それから、23年度実績につきましては、今年度から評価表の様式が変わりまして、新たな支出の欄が追加されたために、事業費を積み上げたときに端数処理の関係で1円の差が生じております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 総務課長。

○総務課長（麻生 正義君） 総務課長です。お答えをいたします。

この様式につきましては、エクセルというソフトを使って自動計算をさせるようにしております。上記の目標額、実績額等の数字がないとこういった表示になります。今後、こういった表示がないように気をつけたいと思います。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 済みません、まだ残っていました。子育て情報発信事業を事務事業評価表から外した理由と、養育支援訪問事業を同じく外した理由、それと安心住まいの改修支援事業は新規事業であるにもかかわらず継続事業というふうにしているんですけども、どうしてですか。

○議長（生野 征平君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小野 啓典君） 子育て支援課長です。お答えいたします。

まず、子育て情報発信事業につきましては、子育て支援のいろいろな情報をタイムリーに情報発信できるということで、携帯サイトを平成22年度から業者委託により他の市町村に先駆けて実施いたしました。25年度から、由布市の公式携帯サイトをもば！ゆふ！へ切りかえて配信しているところでございますけれども、24年度の実績として上げなければならないものを、移行したことで勘違いいたしまして掲載からもれてしまいました。大変申しわけありませんでした。

次に、養育支援訪問事業につきましては、平成23年度では大分県訪問型家庭育児支援モデル事業として県内の2市で実施しましたが、実際には由布市のケースがあったのみです。24年度につきましては、実施を予定していませんでしたが、県から継続してほしいという要請がありましたので実施したところでございますけれども、該当するケースがなく、実績がゼロということで執行額もなかったために事後評価表に上がってこなかったということでございます。

それから、安心住まい改修支援事業につきましては、子ども部屋の改修に伴う補助事業ですが、平成23年度から実施いたしました。実績がなかったということで事後評価表は作成していません。事業としては23年度からの継続事業となります。

その次の乳児家庭全戸訪問事業につきましては、23年度の成果指標が予算執行した委託事業にかかる訪問件数のみを計上してございまして、実際の出生者数が300人ほどございまして、指標の対象がおかしいということに気づきまして、より適切でわかりやすい指標をと考え、委託による訪問件数から訪問対象者全体に対する訪問世帯に改め、またそれが対象者全体のどれくらいの割合にあたるかを明確にすべきと判断しまして、出生世帯への訪問割合を追加したものでありま

す。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、4款衛生費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） ヘルスアップリーダー事業というのが48ページにあります。

さっきの乳幼児の家庭全戸訪問と同じように基準を変えたんかどうかわかりませんが、実績の数値を変えた理由について教えていただきたいと思います。

同時に、食生活推進事業、次のページですか、それも教えてください。

昨年あった女性特有のがん検診推進事業を事務事業評価から外した理由も教えてください。

予防接種推進事業の実績数値も、54ページですか、変わっています。どうしてですか。さらに、ヒブワクチン助成事業、かなり警鐘して始めた事業であるのに、昨年は評価書があったのにことしはないのはどうしてですか。13歳のインフルエンザ接種助成事業、これも実績の数値が変わっています。どうしてでしょうか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えいたします。

最初に、ヘルスアップリーダーの実績の数値が異なるということでございます。先ほど申しましたように、評価表の様式が変わりまして、新たに事業費の内訳を入れるようにしております。23年度分につきましては事業費しか計上されておりませんで、今回新たに積み上げをしたところ、その積み上げが間違っていたということでございます。大変申しわけございません。

それから、食生活推進事業の23年度事業費につきましては、地域支援支え合い事業のときに説明申し上げましたように、端数処理の関係で1円が違っております。

それから、女性特有のがん検診をなぜ外したかという御質問でございますが、女性特有のがん検診推進事業が事務事業評価対象外になったものでございますが、女性特有のがん検診推進事業は、大腸がん検診が追加されまして、がん検診推進事業として主要施策の成果説明書に記載するように、今年度からさせていただいております。

それから、予防接種推進事業の実績数値が違うということも、これもやはり積み上げの関係で1,000円違ってございます。それから、ヒブワクチン事業を外した理由でございますが、24年度の事務事業評価対象事業の見直しを行う中で、子宮頸がんなど予防接種事業につきましては、平成23年度まではヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチン事業は別々に3つ評価をしておりました。しかしながら、これら全てのワクチンが定期の予防接種事業となることから、今回1つの事業の中で評価するようになされた関係で、2つの事業が抜けてございます。

それから、13歳インフルエンザ予防接種事業の実績数値の違いでございますが、これも大変申しわけございません、積み上げの段階で違ってございまして御迷惑をおかけします。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 実績が積み上げの段階で違っているというのが意味がようわからんのですよ。去年、皆さんにこういう評価ですよという公表をした後に、今までずっと言ってきたけども、実績数値がずっと変わってるんですよ。だから、新たにまた積み上げなおすのかな。それがようわからん、基準が変わったというのはそれはその数値はわかります。しかし、変わってないにもかかわらず、その数値が変わるとというのが私には理解できんのやけど。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 議員さん御指摘のことは、よく私どももわかります。評価表の様式を見ていただきますとわかりますように、予算科目、事業費の推移というところの中で、昨年度の様式と変わっていますのは、主な支出というところの部分の項目が新たに追加されております。そこに、例えば需要費とか報償費とかいう金額を新たに数値を積み上げていくわけですけども、昨年度まではその数値の内訳がございませんでした。新たに今回これが入りまして、担当者はそれぞれに過年度までの分も含めて積算をし直しました関係で、積み上げのときに少し計算違いがあったという部分がございます。

以上でございます。大変申しわけございません。

○議長（生野 征平君） 次に、6款農林水産業費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 大体ほな同じ理由なんやろうね。だけど、聞きます。地産地消農業の推進ということで63、これも22年度実績が変わっているんでその理由を述べてください。上のあれにはないな。別にそういう理由は見当たらんですね。主な支出の節の関係で。だから、別の理由があるんだというふうに思います。

それと、集落営農発展支援事業を事務事業評価から外した理由を教えてください。

低コスト肉用牛大規模経営育成事業も外した理由を教えてくださいと思います。

わからんのは、66ページの都市計画区域内の用排水路整備事業というような前回の表記から今回、農地費（市営事業）というふうなことで事務事業項目も農業生産基盤及び生活環境基盤の整備促進というような書き方で全然がらっと変わっているんですけども、中身も数値もがらっと変えているんですね。しかし、事業の内容、概要を説明している文言は全然変わっていないんですけども、どういうことか教えてくださいと思います。

農産漁村活性化プロジェクト支援事業というのがどこかあるんやろうね。67、その数値を変えた理由も教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えいたします。

地産地消農業の推進の22年度実績の数値をなぜ変えたのかということですが、事務事業評価表の22年度実績の22年度事業費は、23年度実績の170万1,000円が正しく、転記ミスをしております。大変申しわけございません。

それから、集落営農発展支援事業を評価表からなぜ外したのかという御質問ですが、集落営農発展支援事業は新たに設立された法人に対し、経営体制の確立を支援する事業ですが、24年度は法人の設立がなかったために評価対象がなかったことによるものでございます。

次に、低コスト肉用牛大規模経営体育成事業を評価表からなぜ外したのかということですが、23年度の事務事業評価表は畜産業費の中の低コスト肉用牛大規模経営体育成事業で、事務事業評価を行っていましたが、24年度は畜産業費の19節の負補交で評価を行ったことによりまして、評価指標の内容と事務事業名を変えさせていただいております。

それから、都市計画区域内用排水路整備事業を農業生産基盤及び生産環境基盤の整備促進事業に変えた理由ということですが、由布市総合計画第2期実施計画の中で、事務事業名が農村生産基盤及び生活環境基盤の整備促進となっていることから、総合計画の実施計画の事務事業名に改めたことによるものでございます。

それから、農産漁村活性化プロジェクト支援事業の実績の数値をなぜ変えたのかということですが、事務事業評価表の23年度実績の22年度事業費は、他の委託費を加算していたため、24年度実績で22年度事業費を正しい数字に変更させていただいております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、7款商工費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これも同じです。都市計画マスタープランの策定の実績数値が変わっているのはどうしてですか。（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） 8款土木費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 7款で勘違いした分と、住宅管理費の22年度実績の数値を変えた理由を教えてください。

○議長（生野 征平君） 建設課長。

○建設課長（生野 重雄君） 先に89ページ、住宅管理費の平成22年度実績事業費についてですが、様式変更。様式変更というのは、今年度より主な支出、節名、決算額を記載するようになっております。ということで、平成22年度の評価時は主要施策のほうで記載していた委託料を今年度加えました。なぜ加えたかということ、節名を書くようになっておりますので、委託料の経年変化がわかるようにと思って記載したところですが、

以上です。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） 都市・景観推進課長です。事後評価表の86ページに都市計画マスタープラン策定における事後評価表を書いております。23年度、1年前の実績ですが、現年分が報償費と委託料という形で上がっているのと、22から23に繰越分が上がっておりまして、2枚の評価表が前年分はついております。24年度では、実績の部分、その2つをトータルした数字で上がっておりますので、端数の1,000円違いますけども、そういう形で1本になっておるといってごさいます。

○議長（生野 征平君） 次に、10款教育費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 学校における安全教育の実績の中の23年実績、財源内訳が変わっているのはどうしてかというようになっていきますね。財源内訳を——自分でわからんというのが情けないな。何ページかな。（「95」と呼ぶ者あり）95、財源内訳を変えているんですね。それと、総金額は変わっていないかな。それはどういうことなんかな、教えてください。

教育条件整備事業の実績の部会数が違っていますが、どういうことなんでしょうか。

小学校施設の管理を見てみると——105ページね、済みません。予算の執行率が成果指標の目標になっているんですね。何でそういうことになるのかというのがようわからんですけど。予算を執行することが成果になるんですか。これは、中学校も同じです。

放課後子どもプラン事業というのがあります。その実績の数値も変わっています。私の関心ある人権問題学習講座と、家庭教育支援事業を評価表から外した理由も教えてください。

青少年体験活動わんぱくウォークの実績の数値と財源内訳も変わっています。生活体験スクールのほうも変わっています。どうしてですか。

読書活動推進事業の実績の数値も変わっています。

以上、ずっとこの評価表だけことしずっと見たんです。まだ決算まで行き着かないんですけども、教育費関係でその点を教えていただきたいと思ひます。

○議長（生野 征平君） 教育総務課長。

○教育総務課長（安倍 文弘君） 教育総務課長です。お答えをいたします。

まず、95ページです。学校における安全管理の事後評価表の財源内訳が変わるのはなぜかということごさいます。これにつきましては、前年度の表が間違っております。大変申しわけございませぬ。今回の事後評価表の財源内訳には、その他の欄と一般財源の欄に記載があります。その他というものは屋内運動場の使用料収入です。前回の評価表の財源内訳は、一般財源と使用料収入の合計額を一般財源欄に記載をしておりました。今後、このようなことがないように配慮をして対応していきたいと思ひます。

続きまして105ページ、小学校施設の管理で予算執行率が成果の指標になるのはどうしてか

ということですが、この事業につきましては、学校施設の修繕等が含まれておりますので、年度途中で突発的に発生する件数等を当初目標の件数に上げることができませんので、予算の執行率ということで目標の達成率という判断をしていくということで予算執行率にしております。中学校の管理の部分も同じ説明になります。

以上です。

○議長（生野 征平君） 学校教育課長。

○学校教育課長（松田 伸夫君） 学校教育課長です。お答えをいたします。

事務事業評価書の101ページでございますが、補助対象部会数、本年11というふうに入れております。実はこちらの数字が正しい数字でございますが、昨年誤って21という数字を入れております。それで半分というようなお話になっていったかと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 社会教育課長です。お答えいたします。

放課後子どもプラン実績値についてでございますけれども、2012年度事後評価表の作成にあたって、2011年度事後評価表に用いられている2010年度の事業費は事業費精算による国費返還前の数値が用いられたことが判明したため、2010年度事業費を精算後の確定数値に変更したものであります。2011年度事後評価表作成時の事務的な錯誤であるため、今後はこのようなことがないように一層注意していきたく思っております。大変申しわけありません。

次に、人権問題学習講座等家庭教育支援事業の事後評価についてでございますが、2012年度事後評価表の作成にあたって、第3期実施計画の作成時に事務事業項目の見直しを行っているため、質問の2事業については2012年度事務事業評価120ページの中央公民館事業、公民館主催教室、講座の開催において評価を行っているところであります。ただし、この両事業については2013年度から他の事務事業予算に計上しているため、2013、2014年度の事業費はこの事務事業費として発生しないためゼロとしております。2014年度事務事業評価は、新たな事務事業費において評価を行っていくこととしております。

次に、青少年活動わんぱくウォーク並びに生活体験スクールの事業費と財源内訳についてでございますが、同じ説明でございます。2012年度事後評価表作成にあたって、2011年度事後事務評価表との様式の変更に伴い、新たに精査を行った結果、事業費として積算する範囲や参加料の扱いなどについて修正を行ったものであります。2011年度事後評価表作成時の事務的な錯誤も一部あり、今後はこのようなことがないように一層注意していきたく思っております。

次に、読書活動推進事業実績値についてでございますけれども、2012年度事後評価表の作成

にあたって、2011年度事務事業評価表との様式の変更に伴い、新たに精査を行った結果、成果指標の見直しによる指標内容及び参加者数の再計上により、修正を行ったことによるものであります。今後は、2012年度事後評価表で使用した数値をもとに、不用意に数値の増減が生じないように一層注意をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に決算審査意見書について。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 一般会計から特別会計への繰入金についてです。いわゆる基準内、基準外なるものを財政課長が設定して、そしてその基準外を相当入れているかのように言われていますけども、例えば基準にどういうものを充てるかというのは物すごい恣意的なものだと思います。

例えば、うちが国保で保険料の調定額といわゆるそれができなかった分2億円等については、例えば豊後大野市では、その分を全部一般会計から補填するというような基準にしています。だから、地域によっていろいろ異なるんで、基準になるものをやはり住民の立場からそれでいいのかどうかというのを、チェックする必要があるんじゃないかと私は思うんですけども、その点、監査委員の考えている基準というのは一応財政課の示す基準のとおりになっているのか、それとも監査委員なりに考えておられるのか、その点だけを伺いたいと思います。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 認定第1号の監査意見書についてお答えいたします。

御質問は、一般会計から特別会計への繰入金についての基準となるものということでございますが、ここでは一般会計から特別会計に繰り出す場合の基準についてですが、概要説明書の19ページに明細一覧表が出ておりますが、平成24年度審査に付されました水道事業会計を含む特別会計の中で、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計につきましては、御質問の基準はないようでございます。

また、24年度決算審査におきましても、当然この2特別会計につきましては、基準外繰出金の支出は見受けられませんでした。他の特別会計につきましては、総務省から通達されました基準、繰出し基準なるものがございまして、それに基づいて繰り出されております。この基準に基づく経費に対しての繰出金を基準内繰出金というようになっております。基準を超えた繰出金やまた基準が示されていない経費に対しての繰出金が、基準外繰出金となります。

以上でございます。特別に判断はいたしておりません。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） これは、最後の意見でいえばいいんですけども、いわゆる健康温泉館にしろ、国保にしろ、いろんな事情がそれぞれあります。そしてその基準なるものをやっ

ば国や財政課のいうとおりの基準じゃなくて、やはり監査委員独自のこういう基準で見る見方もあるんじゃないかというような御指摘も将来はいただきたいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 次に、14番、太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 決算意見書の61ページに財産に関する調書のうちの物品に関する記載で、現車の実数が合致しない項目が確認されたとありますが、具体的にはどうなのかと、同じくその下段に簡易水道における有収率について、特に湯平簡水の52.3%という、極めて低いものであるが、その原因と対策はどのようにしたのかというのを聞きたいんですが、今年度、特にここの部分については年間総配水量が12万4,177立方メートルのうちのほぼ6万立米が漏水しているということについて、どのような対策なりをしたのかというのを、監査は原課に聞いたのかどうか。その2つをお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 代表監査委員の土屋でございます。太田議員の御質問にお答えいたします。

平成24年度由布市歳入歳出決算書の535ページの物品に記載されていることの相違についてでございますが、トラクターの5台の表示がございまして、現車が確認されなかったことをはじめ、ほかの車両にも数台の誤差がありました。なお、確認につきましては、担当課の保有する台帳と公用車の現物及び由布市並びに県税事務所の課税台帳との照合を行いました。

その結果、乗用車、荷物車で数台の差異がございまして、それから、原動機付自転車3台と表示されておりますが、これが挾間社協2台、豊友館1台とがもう廃車の状態で放置されておったということでございます。それから先ほど申しましたトラクターの5台につきましては、農政課等の職員とともに由布市内の想定される範囲を現地実査いたしました。発見することができませんでしたということを申しました。早急に調査し、その経緯の報告と廃車処理及び現車と合致させるように、早急にするようにということを所管担当課には意見いたしました。求めました。

また、2点目の湯平簡易水道の有収率についてでございますが、議員さんおっしゃいましたように52.3%と極めて低い有収率となっていることでございます。その原因の一つとしては、職員の意見では配管の一部が露出配管されているということで、湯平の冬場の凍結防止のために、そういう時期には放水をしていると、末端で。そのことも一つの要因だろうと思いますという答えでした。凍結防止のために水を流している、緊急の場合はやむを得ないといえども、早急に凍結防止のための埋設をするだとかいうことと同時にあわせて、放水をするならばその末端にメーターを取りつけて何立米放水したのかという記録をつけなさいということも申し添えておきました。

また、有収率向上に向けての事業を計画的に行うことはもとより、簡易水道、上水道を含め管

路が地中に埋まっているという水道事業の性質上、その職務においては知識、技術は当然のことといたしまして、地理と複雑な地形も熟知することが求められております。さらに経験を要する場合が多く、技術職員の配置や育成について、特段に配慮をし、技術と経験の継承が図られるよう要望したところでございます。これがなければ、やはり水道の漏水それから圧といったことが非常に調整するのが難しいだろうというふうに思われるので、そのような意見をいたしました。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） 当然トラクターも車もそうですが、耐用年数等があらうかと思えますが、そういう部分で使用できなくなったような、管理不備で使用できなくなったような車両については処分した可能性もあるんですが、もう1個コンバインとかいうのはまだあるんですか。

それともう1個、湯平簡水については凍結防止のためというような今の話でありましたが、実は地元の人から夏場にもそういうふうに放水みたいにしてしているんですが、あれはいいんですかという御質問をいただきましたので、夏場にも結局常時そういうふうに放流しているような状況があるように私は思うんですが、その辺の現地調査等はされてはいないんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） お答えいたします。

最初にコンバインの件でございますが、これは現車を確認いたしました。それから、耐用年数等につきましては、現在のところ確認をいたしておりません。コンバインにつきましても、どのような経過をたどっているかということは全く不明でございますので、これは担当課で関係課と調整しながら調べてくれということをお願いしております。

それから、湯平の簡易水道につきましては、今太田議員さんがおっしゃいました夏場でも放水しているということにつきましては、私どもは確認をいたしておりませんので、また報告も受けておりませんので、そのようなことがあるのかどうかということは改めて次の機会にでも確認させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） コンバインについては、現在、平成25年の3月までですね。現在はいいんですね。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 私どもが確認した時点では、コンバインは現物確認をいたしております。25年の今現在ということについては定かではございませんが、ことしの3月までの

時点では確認いたしました。

○議長（生野 征平君） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 今回の監査意見書61ページの個別指摘事項の中の3番の税の徴収について。税の徴収については努力のあとが伺えるんだけど、料のほうの徴収については、それぞれがばらばらにやっているの、そこら辺を体系構築しなさいというふうな意見を書かれています。税と料の一体徴収について監査からどのような指示を出されたのか。前の監査委員は、税と料は一体徴収できないんだという立場をとられてきていましたけども、土屋監査委員になられてからは、税と料の一体徴収を構築しなさいとたびたび指摘をされているようです。そのことに対して、具体的にどのようなことを指摘されたのかということと、それに対して実際に税と料の一体徴収体制構築というのはされているのかどうか、そこら辺どういうふうを確認されたでしょうか。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 土屋でございます。小林議員の質問にお答えいたします。

御承知のように、一般会計、特別会計、上水道会計、貸付金等の税と料の総未収額の状況は、意見書の巻末に表示いたしておりますが、その合計は10億2,815万1,000円と大変な金額になっております。税及び料の一体徴収につきましては、私どもも収納課等に意見を申し上げましたけれど、やはり法律で特に制約されている、こういう徴収ができますよといった部分と、料についてはそれが全くないという、非常に次元が違うということでの説明を受けておまして、その観点から現在のところ私どもの意見は通っておりません。けれど、できることならばそういうことも考えてほしいということは意見として申しております。

それから、滞納者の中には税、料とも滞納していることが想定されますが、個人情報保護の観点から各担当課の横断的な情報共有や滞納が現在では非常に難しい状態でございます。今後の徴収にあたりましては、滞納者を滞納している理由、滞納している種類、滞納額等いろいろな角度で分析し、滞納者個人の全ての滞納内容が見られるリスト等を作成する中で、効率的な滞納整理が実施される体系づくりを要望したところでございます。

なお、24年度の着眼点の中に住宅問題を取り上げましたが、これには耐震性に著しい問題のある住宅に関することとあわせまして、滞納について触れています。いわゆる住宅使用料の現年度調定額は、1億89万2,000円でございますが、これは民間で言うところの売り上げに相当いたします。1億円の売り上げで何と7,541万7,000円もの未収金があるということになります。とても一般的に言いますと商売にならないという深刻な状態でございます。特に、市営住宅619戸のうちの269人が統計上では滞納しているという数字が出ております。約半数近くです。非常に内容が厳しいものがございます。私どもは本当に生活困窮者を除いては、厳し

く対応すべきという意見も申し添えております。

なお、1件1件の一つ一つの実態を調査してほしいと。調査をして、それを仕分けをして、その内容によって対応すべきじゃないですかということも申し添えております。

なお、築30年、40年、50年以上の耐震性に著しく問題のある住宅については、先ほど最初の初日に申しあげましたように、命を大切にすることを前面に押し出して対応することも申しあげておきました。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） はい、ありがとうございます。いろいろ御指摘されて、それに対する執行部側の対応がちょっと気になるんですが、税と料の一体徴収、その法律でできる部分とできない部分で、次元が随分違うからできないというふうに返答されているようですけども、実際やっている市町村は幾らでもあるんですよね。それやろうと思えばできると思うので、監査指摘で大分言われているので、ぜひそこは強く言っていただきたいんですが。個人情報保護の観点から、横断的な情報共有が難しいと言われましたけど、ここちょっと私も不勉強なんですけど、こういうのが個人情報保護をどういうふうに適用させるのか。行政内部で、その個人情報保護、各課が持っている情報が、例えばその目的外にみだりに漏れ出ることを保護するというのはわかりますけれども、由布市の行政として行政内部で、そういう情報の共有をすることが、個人情報の保護に当たるのかどうかという解釈、ちょっとよくわからないんですけども、例えばもし課が一つだったら、水道料を取っているところと住宅料を取っているところ、今たまたま由布市は別の課ですけど、一つの課だったら、課の中に両方の情報が入るわけですよね。そういう意味では個人情報保護というのが、そういう情報共有ができない理由になるのかどうかわからないんですが、監査指摘の中では、この個人情報保護はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 先ほどのことで、担当課はどのような対応をしたかということについて、申しおくれましたけれど、このことに対する担当課の返答といたしましては、現在このことを踏まえて検討中とのことでございます。

それから、個人情報保護に関することですが、収納課におきましては、もう既に税、いわゆる市民税、固定資産税、そういったものと並びに国民健康保険税が一体的に情報を共有して徴収しておりますので、そういう意味からすると、料につきましても、収納課に類するものを設置することによって、それも可能ではなかろうかなということは、私どもは意見として申し添えておりますが、現実そこまで我々はまだ踏み込んでおりません。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 以上で、認定第1号の質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は14時25分とします。

午後2時11分休憩

.....

午後2時26分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

日程第14. 認定第2号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第14、認定第2号平成24年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 質疑の前に訂正されたので、もうできません。（笑声）

○議長（生野 征平君） 次に、14番、太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） ページ数から言うと8ページと16ページなんですが、平成17年度から平成24年度までの有収率については、83%、合併当時ですね、83.3%から平成24年度で72.2%と、11.1%と毎年有収率が下降しているんですが、漏水対策、それはやってるとは思うんですが、これほど大幅な原因がほかにはあるのではないかと、その原因と対策はどのように指摘したのかということと、その下段に、県内市町村と比較しても最下位級の状況であると。漏水修理は報告を受けてから応急処理としてしてるに過ぎないと。漏水調査においては、湯布院地域において業務委託をした1件のみであったと。なぜ根本的な漏水調査対策ができていないのか、その辺についてどういうふうな話があったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 水道課長。

○水道課長（友永 善晴君） 水道課長でございます。管路の老朽化による漏水が有収率の低下と現在では考えております。合併以降18年度から平成24年度までの7年間でこれまで漏水調査を実績で98キロ、それから、金額にして525万円行っております。また、給配水管の漏水修繕工事は、7年間で914件、金額にして8,812万2,115円。それから、老朽化に伴う配水管の改良工事は、7年間で4,398メートル、金額にして1億2,658万3,300円の金額で行っております。有収率が、これだけやってるんですけど、なかなか改善しませんので、今後の対策といたしましては、財源を確保した上で、配水ブロックごとの計画的な漏水調査や耐久化を考えた老朽管の更新工事を計画的に実施していくことが重要であると考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） これまで私は水道事業については、たびたび質問もするし、水道運営協議会でも意見を言ってきましたが、課長の答弁はいつも有収率の向上に向けて頑張りますというお話しかないので、抜本的な対策は、やはり担当課だけではなく、市長、副市長も真剣にこのことは取り組んでいただかないと、監査からやはりそういう具体的な金額を毎年、要するに捨ててるようなものですからね。当然うちの水道事業会計は有収率だけじゃなく、水道原価と単価が逆転してるわけですが、売れば売るほど損失が出てるという状況の中で、これほどのことをやはりこの間の一般質問でも市長は七つの重要項目と上げてますが、この水道事業については、全然考えてないというような何の記述もないんですよ。その辺のことについて、このことはもう先ほど市長も十分考えると言ってましたので、絶対に重要項目に上げて、抜本的な繰入金を出してでも財源を確保という企業会計の財源ではなく、市からも一般会計から繰り入れて対応していただきたいと思います。お願いします。

○議長（生野 征平君） 次に、決算審査意見書について、まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） まず、お礼を言いたいと思います。今同僚議員が言ったように、審査の中で漏水問題をクローズアップさせていただき、我々もやっぱりきちっと考えなきゃならんということで反省させられました。ありがとうございます。それにつけてもその同僚議員が水を供給すればするほど経営を悪化させているということで、去年も言いましたけれども、原価計算上、それは水道協会の計算方法で、そういうふうに決まっているから、あとは判断は皆さんがしてくれというふうに言われました。しかし、どうもいわゆるその原価のうちの50円に相当する減価償却費は、別にお金を出すわけでも何でもないので、こういう表現がいいのかなど。計算上は確かにそのとおりなんですよ、原価計算する上では。しかし、どうしてもそれはやっぱりちょっと私も解せないというふうに思うんですけども、もう去年以上の回答がなければ何も言わなくていいです。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 代表監査委員でございます。今、西郡議員さんがおっしゃいました去年のと同じならばということでございますが、あえて申しておきます。御質問につきましては、合併以来連続して逆転している供給単価と給水原価の関係について、水道事業会計の経営状況の目安として、わかりやすく表現したものでございます。例えば、有収率が年々低下しております。結果として、給水原価は上昇することになります。供給単価、いわゆる使用料は据え置き状況とされております、この7年間。この給水原価が使用料を上回る状態が、年々この差が広がってきております。そのために早急に有収率を改善する取り組みを促すために、こういう表現を使わせていただきました。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（生野 征平君） 次に、14番、太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） もう一緒にしましたので。

○議長（生野 征平君） いいですか。

○議員（14番 太田 正美君） ちょっと済みません。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） じゃあ16ページの県内の比較について、監査の意見がありましたらお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 太田議員の御質問にお答えさせていただきます。

何度も申し上げますが、由布市の水道事業会計の経営状況につきましては、平成24年度の決算審査の結果、非常に厳しいものであると言えます。上水道の埋設管の総延長は約203キロメートルという報告を受けております。この漏水調査には、水道課長も先ほど申ししておりましたけれども、膨大な経費と年数がかかると想定されます。さらにここではございませんけれど、簡易水道の埋設管も約200キロというふうに伺っております。そういうことを想定するとさらにこのことが上回るだろうと思います。そのために今後の運営につきましては、1番に有収率の改善、2番に水道料金滞納の改善、水道料金の改定の3点を最重要事項として計画性のある対策を早急に講じるとともに、投資的経費、いわゆる管の埋設の布設がえだとか、それから、集中的な漏水調査といったような意味の投資的な経費を惜しまぬ事業展開を行うよう意見したところでございます。

なお、参考まででございますが、初日にも申し上げましたけれど、8月28日のNHKで、「節水日本一の福岡市」という題がございまして、ドキュメントがございました。そこによりますと、1日700カ所の漏水調査をずっともう何年も続けているようでございます。ということは、年間に27万カ所の漏水調査をいたしまして、そして、1日に2,000回の水圧調整をやっているそうです、弁の。というのは、漏水があるところについては、水圧を下げることによって漏水量を減らすという積み重ねをやっているということで、福岡市では何と97.4%の有収率でございます。

なお、参考までに、政令指定都市の平均では、94.5%という数字も出ております。当市でも、今先ほど申しました72.2%という数字を仮に、これは数年でできることでしょうけれど、7.8%アップいたしまして80%に有収率を上げるだけでも、給水原価は156円の今の給水原価が140円台にも下がります。そして、現実に金額で換算いたしますと、約2億円のロス、いわゆる垂れ流しが、これが7.8%改善するだけでも5,000万円レベルの上水道でも垂れ流しが減るといったようなことでございますから、せめて隣接の大分市並みの88%台にすると、

これはもう驚異的に改善するものと思っておりますので、あえてそのことを申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 太田正美君。

○議員（14番 太田 正美君） ありがとうございます。先ほど監査が住宅の耐震のことについても言われました。それは生命にかかわるといような意味から指摘されたんだと思うんですが、当然この水道管も老朽化しております。今言われる東南海地震等で由布市に震度5強の地震があった場合、当然この水道管の破断ということが何カ所起こるかわからんわけですよ。そうすると、特に上水において復旧までに相当の費用と時間がかかるというように考えると、当然生活用水、飲み水、トイレ等の使えなくなるということを考えると、大変なことではないかと私思うんですが、その辺の指摘については監査していませんか、どうぞ。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 土屋でございます。今、太田議員がおっしゃいましたように、もしそういったような地震のときには、收拾のつかない状態になるかもしれませんよということも申し添えておきました。

なお、管路につきましては、簡易水道を含めまして400キロレベルでございますので、それを仮に全管布設ということはないでしょう、布設がえということはないと思えますけれど、全管布設がえを仮にいたしますと、天文学的数字になると、40億円から100億円になるというふうに概算では聞いております。そうなりますと、もう緊急の課題としてこれに投資しなければ、今おっしゃったようなことが対処できないだろうということも予測されておりますので、そのことは水道課とも例月の出納検査の中でもお話しております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 次に、11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 決算そのものは所属委員会のことなんですけども、監査の中身のことについて質疑させていただきます。

もう本当に県内で最下級の有収率ということで、72.2%の対策を監査が御指摘なさって、その原因調査の必要を本当に示されたのでございますけれども、その監査の指摘に対する執行部の対応についてはどのようなようであったのか。

そして、もう1点、同様に料金滞納に対しても、職員全員で滞納整理をするという必要性を示されましたけれども、その指摘に対する当局の反応といたしますか、をぜひとも教えていただきたいんですけど。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 土屋でございます。溝口議員の御質問にお答えいたします。

由布市水道事業会計、先ほど申しましたように、漏水修理はそのほとんどが、残念ながら漏水の報告を受けてから実施されており、応急措置と言わざるを得ません。さらに24年度の漏水調査においては、上水道管総延長203キロに対しまして、湯布院地域で10キロ、全体の4.9%したのみでございました。これは昨年度のことです。有収率を高めることが給水原価の低減、ひいては財務体質の強化にもつながる最重要課題であるにもかかわらず、いまだ改善に向けての取り組みを行っていないことへの行政責任は免れないと考えております。このようなことから短期的、集中的に漏水調査を実施する等、有収率向上に向けて計画的な事業実施に努めるよう要望いたしました。

ただし、担当課の返答といたしましては、非常に膨大な、非常に緊急なことではございますけれども、金額的にも、それから、時間的にも相当に要するというようなことで、現在このようなことを踏まえて検討中とのことでございますので、直ちにアクションをいただいているわけではございません。

次に、水道料の滞納問題についてでございますが、先ほど来申しておりますように、上水道会計の未収額は、巻末のページに掲載しておりますように、1億903万4,000円という数字になっております。この件数が3月末現在で3万680件でございます。これを5月末、いわゆる出納閉鎖と同じような時期に換算いたしまして、人にまとめて整理を求めましたところ、505人が滞納しているという数字が出ました。これをこれらのうちのワースト50位までを集計していただきました。505人のうちから50人を抽出して上位、悪いほうからです、いたしましたところ、人員的にわずか10%の人で、総金額の未収額の40%を占めております。1割で40%です。ですから、このことを見ますと、収納対策等も違った角度から考えるので、こういうことも必要じゃないですかということ意見いたしましたして、このことに早急に取り組んでほしいと、取り組むべきではないですかということも意見しております。

なお、ほかの料についても、そのような手法がありますよということもあわせて関係課長には申し添えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 私にもよく理解できました。確かに今までの行政のゆったりした対応が、この現実を生んでいることが見てとれますし、今後私どもの委員会で、この件に関しましてもしっかりと審査をして、方向性を打ち出して、解決に向けた方策を執行部とともに頭をひねってやっていかなきゃいけないなど、今実感しました。

まさにこれが解決できれば、ちょっと話がずれますけれども、挾間の水が大分川の下流であま

りおいしくないということで、湯布院の水を運んだらどうかなどという話もちらほら出てるんです。それで、この有収率であれば、幾ら湯布院のおいしい水を城島を通してパイプラインで運んでも、全部漏れちゃうような、半分は漏れちゃうようなことですから、これはもうそんな気持ちに湯布院の地域の人になるわけないですね。この有収率が高まってくれば、湯布院からのおいしい水も、由布岳の湧水を運ぶことも、これは市民の総意として歓迎されるかもしれません。この水道の問題については、本当担当課の課長だけじゃなくて、皆さんでこの滞納整理も含めてしっかりやっていかないといけないような気がしますので、今後努力のしがいのある課題だと思って皆さんで頑張りましょう。そういうふうに関心と御意見でつくづく感じました。

○議長（生野 征平君） 次に、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 基本的には今の議員と同じ質問なんですけれども、とはいっても、これ今に始まった御指摘ではなくて、もう随分前から言われ続けてきて何年も経つんですよ。今回ここまで代表監査が口厳しく指摘をされて、もう業を煮やしてここまで言い切ったというようなことだと思うんですけれども、この有収率と漏水問題については、太田議員も随分前から何回も一般質問で取り上げてますし、私も1期目のときに有収率の向上を図れと。

福岡市の例を出されましたけれど、東京都でも99%に近い、それも戦後のときは45%だったのがV字回復した。東京都はおまけにそれを水ビジネスとしてアジアに技術を売り出して大もうけしてるなんて話も紹介しました。私は、監査もここまで厳しく指摘されてますし、毎年毎年言われて、水道課の担当職員もやりますやりますとは言いながら、実際できてない。これ何でできないのか、何でできないのかって何年も言い続けても変わらないということ、単に担当部局を責め続けるだけでは何の解決にもならない。正直なところ何でできないのか。お金がないのか、技術がないのか、原因がわからないのか、計画性がないのか、どうすればいい、毎年同じ指摘されているのになぜ変わらない、なぜ検討中と言われ続けるのか。その部分がどうしても腑に落ちない。このままずっと毎年毎年同じことを言い続ける話になるのではないかと。実際言い続けてきているので、そこら辺監査も今回こそ厳しく言いましたがということだと思うんですけれども、具体的になぜ改善、これだけ言っているのになぜ改善されてこないのかというところ、どう見てらっしゃいますでしょうか。

○議長（生野 征平君） 代表監査委員。

○代表監査委員（土屋 誠司君） 小林議員の質問、大変難しいことなんですけれども、私どもは通常の例月出納検査等で水道課の課長とは常にお話をいたしております。その中で、私が強く感じましたことは、やはり長期的なこれだけの大事業については、短期的に1年、2年で課長が最高の責任者が変わるといったような仕組みではとてもできないでしょうと、できないんでしょうと、私もできないと思いますという表現を使っております。これはやっぱり10年、15年の長いス

パンでもって取り組まなければならないことですから、当然その間にどんと腰を据えて取り組んでいただける、指令をしていただける司令塔的なものが要るんじゃないですかと。

ちなみに、大都市では、水道管理者というんですか、水道局長というんですか、そういったものがあるようでございますが、そういった類似するものを据えて、きちんとした組織をつくって取り組まないことには解決できないのではないですかというようなことも意見交換いたしております。これは私どもの個人的な意見で、果たしてそれができるかどうかはわかりませんが、そういう意見のやりとりもしていることも申し添えて報告いたしておきます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 以上で、認定第2号の質疑を終わります。

日程第15. 諮問第6号

日程第16. 議案第51号

日程第17. 議案第52号

日程第18. 議案第53号

日程第19. 議案第54号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第15、諮問第6号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第19、議案第54号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてまで、質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第20. 議案第55号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第20、議案第55号由布市景観条例の一部改正についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 議案55号由布市景観条例の一部改正についてということですが、今回の改正内容の主な部分で、景観審議会の構成を一部変えています。今までは委員が10名だったのに、市職員を加えて15名とすると。これの理由が湯布院のまちづくり審議会と同じ体制に合わせるためという説明でありました。実際に今までこの景観審議会は設置されていなかったと思うので、今回改めて湯布院のまちづくり審議会に合わせた設置をするということだと思うんですが、実際に盆地景観計画とか湯の坪景観協定区域ということで、湯布院地域だけにしか今のところ景観審議会が対応すべき案件がないから、湯布院のまちづくり審議会に合わせると。実際多分まちづくり審議員を兼務させるつもりなんじゃないかと思うんですけど、ただ、今後湯布院地域じゃない挾間地域、庄内地域においても、この景観審議会が審議すべき案件が出てきたとき

に、この由布市の景観審議会が実質湯布院のまちづくり審議員だけで構成されていると、挾間、庄内の景観問題について審議ができないと思うんですけれども、こちら辺はどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） 都市・景観推進課長です。景観審議会は、景観条例第19号で由布市に景観審議会を置くというふうになっております。現在の景観計画は、湯の坪街道周辺地区と、今回由布院盆地景観地区を定め条例の一部改定を提出している状況であります。

審議会は、現在景観計画が湯布院地域のみとなっていることから、潤いのある町づくり条例のまちづくり審議会にお願いしたいという旨を今お話ししている状況であります。挾間、それから庄内についても景観マスタープランに基づいて今後協議会を設置し、景観計画を策定していくわけなんですけれども、審議会も挾間地域、庄内地域、それぞれ地域ごとに設置するのがいいのか、由布市で一つの審議会がいいのか、組織、また委員構成等を含めて湯布院地域の景観計画を運用しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 今、課長が言われたとおりなんですけど、ただ、ちょっと解説も含めなんですけど、この景観審議会が設置される根拠である、今、課長が言われた由布市景観条例の第19条で、景観審議会は次の4項目について審議をなさいと。その4項目のうちの三つは、今言われたように、景観計画に関する審議ですよね。その景観計画というのが、今湯布院地域の景観計画しかないからなんですけれども、ただ4項目めに、その前号に掲げるもののほか、景観づくりに市長が必要と認める事項ということについても景観審議会に諮りなさいと書いてるんです。ということは、この4項目めは、別に景観計画がない地域でも、はっきり言うと、その挾間や庄内地域においても、市長が必要と認めるようなことが起きれば、この景観審議会に諮らなきゃいけないということになるんだと思うんです。景観マスタープランとかももちろんそうなんですけど、極端に言えば、もしかしたらあしたにでも庄内や挾間に景観に関する問題が持ち上がって、市長が景観審議会に諮問したいといったときに、実際ふたをあけてみたら、今設置されているのは湯布院地域の人でしか構成していない審議会だった場合に困るのではないかなと思うので、今後の検討ももちろんそうなんですけど、当面今湯布院地域のまちづくり審議会だけを審議委員にするのではなく、挾間には挾間の環境保全審議会がありますし、庄内にもありますよね、環境保全の審議会が。ああいうのをそれぞれ当面地域ごとの景観審議会として設置しておいて、統一するのかどうかは今後の案件次第で、案件の様子を見ながら考えていけばいいんじゃないかと思うので、今回これを改正することに異論はないんですけれども、結構その挾間、庄内地域における

景観審議会の設置を早い段階で追加して書き込むべきではないかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（生野 征平君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（江藤 修一君） 今御指摘の部分につきましては、ちょっと運用しながらというふうに考えておりましたけども、課及び皆さんで協議して検討していきたいと思います。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第21. 議案第56号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第21、議案第56号由布市火災予防条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第22. 議案第57号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第22、議案第57号平成25年度由布市一般会計補正予算（第2号）についてを議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、歳入全般については、質疑の通告がありませんので、歳出の款別に通告順に行います。

まず、2款総務費について、6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 一般会計補正（第2号）の14ページです。2款1項5目1節庁舎建設事業の駐車場購入費の計上がされています。庁舎の建設、測量設計費は組んでおりますけれども、その土地を購入するという具体的な実質的な事業費がもう上がってきています。ただ、この間、住民説明会が終わったばかりで、そこで出された意見の対応もまだ出てきていませんし、もっと言えば、その設計が今、庁舎の設計そのものがどこまで進んでいるのか、青写真ができたなら市長は市民のほうにも公開するというふうに言われてましたけれども、その庁舎本体の実施設計の中身も確定されてないのに、先に駐車場用地を買っちゃう実質的なお金だけ計上してくるというのは、これちょっと順番が違うんじゃないかなというふうに思うんですけども、なぜ今補正で上げるんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 契約管理課長。

○契約管理課長（安部 悦三君） 契約管理課長です。お答えいたします。

庁舎の建設地は、現在の庄内庁舎の南側の職員駐車場に予定をしております。そのため庁舎建設前に用地を先行取得し、駐車場を確保しておく必要がございます。用地交渉から完成までには、通常用地交渉、農振除外、農地転用、開発申請、着工、完成まで1年半から2年は必要と見込まれます。このため用地の取得予算を今回計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） いやだからそれが順番違うんじゃないですかと言ってるんです。

少なくとも実施設計の図面ができてきて、それが説明されて、こういう形で庁舎の実際の建設に当たりますといったときに用地の取得、予定するのはいいんですよ、予定はするのはいいんですけど、購入費を上げるということは、実際もう購入するということでしょう。私はさきの一般質問でも言いましたが、計画するのもいいし、計算するのもいいんだけど、実際にゴーサインが動き始める前に、やっぱり本庁舎の全体の設計図が図面ができて、その上で、この案で行きたいからこの土地を買うんだというのが順番じゃないかと思うんです。先に買っておくというのは、それこそ先ほど言った、先に事業ありきみたいな話になるのではないかなというふうに思ってるんですけど、その御認識はないんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 庁舎関連予算につきましては、本年度の当初予算で一定の予算づけをお願いをしたところであります。その時点で御説明をいたしましたように、駐車場用地の確保に向けての予算につきましては、土地鑑定評価等を受け、額が確定したときに補正で上げさせていただきますという御説明をしてあるというふうに私は理解をしております。先ほど来、一般質問から大変厳しい御指摘をいただいておりますけど、これは無理やり用地を先に買うとかいうことではなくて、本来の行政手法として計画をした時点で一定予算を確保し、それがまだ当初予算で確定しなかったもので、確定した段階で補正で上げますということをする説明を申し上げてきたつもりでありますので、御指摘いただいたこととは別に、当然の时期的にも手法だというふうに思っております。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 最後ですけど、じゃあ、ちなみに庁舎本体の実施設計はいつでき上がる予定ですか。

○議長（生野 征平君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 実施設計につきましても、まだ発注はしておりません。これは議会のほうから特別委員会のほうですかね、申し入れをいただきましたときにも、実施設計について、できるだけ議会としての意見を反映していただきたいので、いつごろまでに申し入れをすればいいかというようなこともお話がございまして、今年度できるだけ早い段階で着手はしたいということで御説明をしておりましたが、市民説明会も議会からの申し入れも通じ、さまざまな御意見をいただいておりますので、実施設計についても時期は若干下がっております。まだこれから発注の予定です。

○議長（生野 征平君） 次に、3款民生費について、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 20ページの民生費、社会福祉費、介護保険事務費を見てください。繰出金の介護給付費というのがあります。介護給付費というのは繰出金の内容であって、介護保険特別会計繰出金というのが正しいのじゃないですか。

○議長（生野 征平君） 健康増進課長。

○健康増進課長（河野 尚登君） 健康増進課長です。お答えをいたします。

介護保険特別会計への繰出金の細節名称は、介護保険事務費、介護給付費、介護予防事業費、包括的支援事業費の四つで表記しております。これは繰出金の内容や性質を明確にするため、合併以来、この細節名称で表記しております。御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、6款農林水産業費について。まず、12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 節の事業区分で、最初に農業振興費の中で、農村整備施設整備事業というのが上がっています。こうなるともうわからんのです。番号が新しくなってるけど、一番最初についてるというので、最初から上がってたのは、農村交流施設管理事業というのが上がってたんですね。通常新しい区分の名称になると、最後につくんじゃないかと思うんですが。これ、だから同じところの最初は管理で、次は施設整備ということだけのことで、事業名を変える必要はないんじゃないかと思うんですけども、それは何か特別理由があるんですか。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えをいたします。

由布市総合計画第3期実施計画の中で、農政課で管理する施設の大規模改修を行う場合は、事務事業名を農村交流施設整備事業と改められたことによるものでございます。小規模な維持管理事業につきましては、従来どおり農村交流施設管理事業としていくこととしております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） そしたら、その番号はいわゆる一番下に来るのが適切じゃないですか。なぜ最初に来たのですか。要するに下の人・農地プラン推進事業と園芸産地整備事業というのは、もう既にある事業名なんですよ。あつ、うちの常任委員会。財政ならもういいよ、財政で言うわ。

○議長（生野 征平君） 次に、1番、鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 6款1項3の15です。これは川西のテラス事業というふうに出ておりますけれども、私の記憶が正しければ、いつも何かここは補正予算ばかり上がるんですけど、これは当初予算で本当は上げるようなことじゃないかと思うんですけど、これなぜ補正で

上がってるのか、ひとつ聞かせてもらいたいと思います。

また、その下の19ですけれども、次世代を担う園芸産地整備事業というふうにありますけど、これどういう事業なのか、もう少し詳細に教えていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 農政課長です。お答えをいたします。

指定管理施設であります川西農村健康交流センターのバルコニーが腐食をいたしまして、危険な状態になったことによる改修工事でございます。当初予算の時点では、危険な状態ではなかったということでございます。

それから、園芸産地整備事業の件ですが、燃油価格が一定の基準を超えた場合に、燃油価格高騰対策といたしまして、燃油使用料の15%以上の削減に取り組む施設園芸産地に対しまして、資材費等の助成を行う事業でございます。今回はイチゴ農家の被覆設備を2分の1の補助を行うものでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 後で聞かなきゃあれと思うんですけど、今回イチゴ農家だけというふうになってるんですけど、これほかのは別にはなく、イチゴだけですか、これ。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） 燃油高騰対策といたしまして、今回がイチゴだけが対象になっております。ほかのところも調査をいたしましたけども、イチゴだけが対象になったということでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 鷺野弘一君。

○議員（1番 鷺野 弘一君） 申しわけないんですけど、バラなんか油がものすごく高騰で悩んでるんですけども、そういうふうなところはもう全くバラとかには力を入れなくて、ただイチゴだけということ、ここで聞いていいのかわかりませんが、何かちょっとそういうのが抜けてるんじゃないかと思うんですけども。

○議長（生野 征平君） 農政課長。

○農政課長（平松 康典君） お答えをいたします。

先ほども申しましたが、燃油使用料の15%以上の削減に取り組むという条件がございます。そのようなことから、今回はイチゴになったということでございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、7款商工費について。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 予算書の30ページです。観光振興整備事業で、観光協会補助金とななつ星おもてなし事業補助金が上がっていますが、観光協会補助金のほうは、再々言われてきた新たな観光組織設立に向けた調査ということでしたけども、ななつ星おもてなし事業補助金の146万7,000円、具体的な事業内容を教えてください。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

本年、JR九州さんが、本年の10月15日から来年の3月30日までに、日本初となるクルーズトレイン「ななつ星 in 九州」を九大本線にて運行を開始されますことから、由布市といたしまして、関係あるさまざまな団体と協議を行い、普段着のおもてなしを行うということで、神楽、3泊4日コース、全23回、それから、季節の花々でお迎えをするということのための補助金を今回補正予算として提案させていただいております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） さきの6月補正でも、ななつ星のおもてなしということで花の種代25万円つけてるんですね。さきに25万円の花の種代つけておいて、今回また146万円って、このばらばらに出してくる、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（生野 征平君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤 眞二君） 商工観光課長です。お答えいたします。

本年の5月2日から、さまざまな団体にていろんなお話をして、7月の初旬に「ななつ星おもてなし隊 in 由布」というものが設置できてございます。その中で議論をしたときに、普段着ということで、由布市といたしまして、「210号線沿いにコスモスの花なんか四季折々できれいですよね」ということから、久大本線沿線に花々を咲かせようということで、6月補正でお願いした分は、コスモス、菜の花等の播種時期によりますから6月でお願いをしております。

それから以降につきましては、そのななつ星の組織されました組織内で協議を行いまして、最終的に23回に及びます神楽だとか、今後お願いしてまいるんですけども、市民による列車の手を振っていただくというようなものの中から、今回議論されたものを提案させていただいております。

以上です。

○議長（生野 征平君） 次に、10款教育費について。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 湯布院公民館事業のPCB処理について、前回も上がったようにあるんですけど、ちょっとようわからんのですけども、たびたび上がるというのは何かあるんですか。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 社会教育課長です。質問にお答えいたします。

湯布院公民館PCB廃棄物処理についてでございますが、現在湯布院公民館にPCB変圧器3基を保管いたしております。PCB廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適切な処理の推進に関する特別措置法により、保管事業者に適正な保管と処理が義務づけられており、県内のPCB廃棄物は、日本環境安全事業株式会社北九州事業所へ搬入処理委託されることとされています。日本環境安全事業株式会社北九州事業所は、県ごと少量保管業者のPCB廃棄物をまとめて回収する重点搬入期間を設けてございまして、大分県内分は平成25年12月と平成26年1月が最後の重点搬入期間となっております。今回計上させていただいております。湯布院公民館で保管しているPCB3基の処理料は、変圧器50キロボルトアンペア、445キログラム1基が、処理料48万9,000円、変圧器75キロボルトアンペア、410キロ1基、処理料57万円、変圧器100キロボルトアンペア、715キロ1基、処理料62万4,000円、これらの管理費4万円、運搬手数料16万5,000円、合計198万2,400円を今回計上させていただいております。処理費も踏まえたところでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 去年も上がって、ことしも上がるというのが意味がようわからんのやけど。去年かおとしかさきの年が忘れたけど。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 今回手数料、処理費、管理費、一遍に全てもう期間が少なくなってきたので上げさせていただいております。前回は処理はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 初めてというわけ。記憶があるんやけどね。痴呆はちょっと激しいけど。

○議長（生野 征平君） 社会教育課長。

○社会教育課長（加藤 勝美君） 今回湯布院公民館で保管している部分の予算計上については、初めてでございます。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） これで議案第57号の質疑を終わります。

日程第23. 議案第58号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第23、議案第58号平成25年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 財源がちょっとわからなかったのであれなんですけども、11ページの後期高齢者関係事務費拠出金、その下の前期高齢者関係事務費拠出金、それぞれ一般財源から拠出しているのはどうしてですか。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 保険課長です。お答えをいたします。

歳出の3款1項2目後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、特財などの充当財源がございません。また、平成25年度事務費拠出金が確定したことによる調整措置でございますことから、補正財源につきましては、一般財源とさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 何ぼたった9,000円でん、けちけちせんで一般会計を繰り入れてやらな、事務費をわざわざ一般財源を使ってやることはない。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 説明部分が多少漏れておりました。前期高齢者関係事務費も同様でございます。従来当初予算でも申し上げることなんですけど、特財が特にございませんので、そういった財源につきましては、もう一般財源を充当するというようなルールで今日まで至っております。

以上でございます。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 意味がわからんのやけど、特財どうしたらこうしたらというのは何。

○議長（生野 征平君） 保険課長。

○保険課長（田中 稔哉君） 一般会計からの繰り入れは考えていないかということでしょうか。

（発言する者あり）

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第24. 議案第59号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第24、議案第59号平成25年度由布市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私が通告を出してたにもかかわらず勝手にシールを持って来て張ったので、あと何も言えなくなりました。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第25. 議案第60号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第25、議案第60号平成25年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第26. 議案第61号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第26、議案第61号平成25年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） さっきの評価表の前年度実績の数字を書きかえてるのが、計算のやり方が違ったり、積み上げてみたら違うちょっととかいう、本当に去年の話をことしひっくり返すようなことを平気で言うんやけど、実は12ページ、最後のページ、調書です、地方債の。実は前々年度現在高という、前々年やけんおとしですね、その残高はわずかでありますけども、7億256万3,000円、いやいや3,000円が現在高だったんですよ。それで監査の資料を見ると、これが4,000円になってるんですね。末尾が。この資料では末尾が5,000円になってる。その1,000円ぐらいの違いはまだ我慢できる。2,000円違うとこれはもう我慢できん。いや変えたこと自体が我慢できんよ。その3,000円を変えたこと自体が、もう去年の決算で済んでるわけだから。なぜ現在高をいろいろあたるんかね、それが私には理解できません。教えてください、わかるように。

○議長（生野 征平君） 環境課長。

○環境課長（森山 徳章君） 環境課長です。お答えいたします。

今議員が申されましたように、大変申しわけありません。これにつきましても、22年度、23年度に繰上償還を行いました。しかしながら、新規の償還分の記載漏れが発覚いたしまして、前々年度の正しい現在高がそちらに記載しております7億256万5,000円でございます。今回の補正で正確な正しい数値にただしたというものでございます。申しわけございません。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） それを監査委員にも言わな。監査委員は本当かと思うて

4,000円と書いちゃん。

はい、以上です。

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

日程第27. 議案第62号

○議長（生野 征平君） 次に、日程第27、議案第62号平成25年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）を議題として、質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

認定第1号及び認定第2号の認定2件、諮問第6号の諮問1件、議案第51号から議案第62号までの議案12件、合計15件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれの所轄の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審査をお願いいたします。

○議長（生野 征平君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、9月19日午前10時から各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後3時21分散会
